

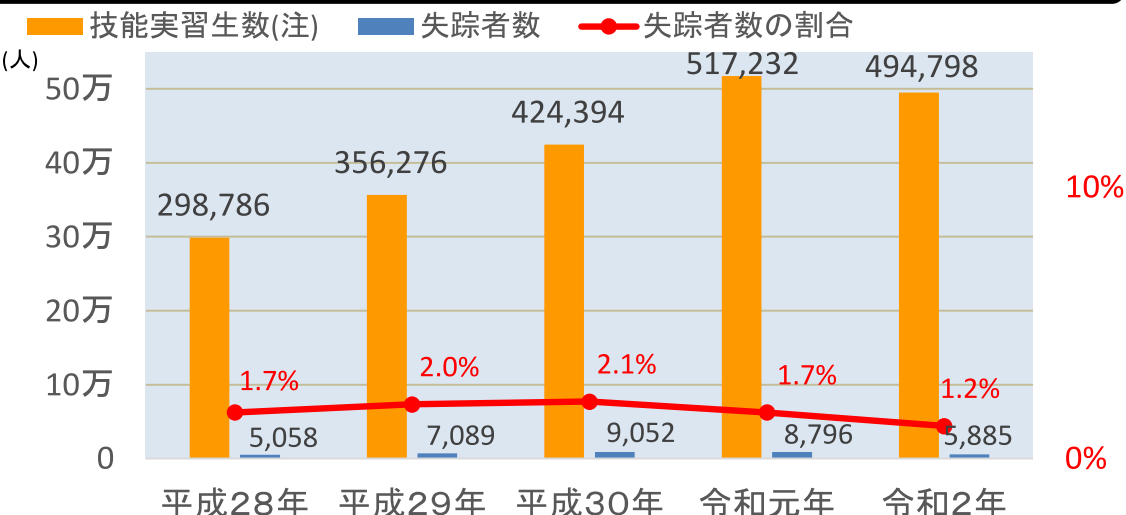
名古屋出入国在留管理局資料

失踪技能実習生を減少させるための施策



1 失踪の主な原因

- ◇ 賃金等の不払いなど、実習実施者側の不適正な取扱い
- ◇ 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情



(注)技能実習生数は、前年末の在留技能実習生と当年に新規入国した技能実習生の合計人数

2 これまでの取組

- ◇ 平成29年11月に施行された技能実習法の下、外国人技能実習機構による適正化に向けた各種取組
 - ・ 技能実習計画の認定制
 - ・ 定期的な実地検査
 - ・ 二国間取決めによる送出しの適正化
 - ・ 違約金の定めなどの不適正な契約を認知した場合は、監理団体の許可を取り消し、送出国政府に通報するなど厳正に対処
 - ・ 監理団体の許可制
 - ・ 母国語相談体制の充実
- ◇ 法務省技能実習PTによる制度の適正化に向けた検討 (PTにおける主な指摘事項)
 - ・ 失踪等事案の届出受理後の初動対応強化
 - ・ 二国間取決めや省令改正、在留カード番号等の活用などによる制度の適正化の一層の推進
 - ・ 技能実習生に対する支援・保護の強化

3 失踪防止に向けた主な施策

①不適切な監理団体・実習実施者等を制度に関与させないための施策

- ・ 失踪者を出した送出機関・監理団体・実習実施者に対し、帰責性等を踏まえて技能実習生の新規受入れを停止
- ・ 相手国におけるブローカー対策を促すなど、二国間取決めに基づく対応の強化

②実習中の技能実習生を失踪させないための施策

- ・ 失踪技能実習生を雇用した企業の刑事告発及び公表
- ・ 特定技能の調査に併せて、技能実習生からも処遇状況(賃金等支払状況や人権侵害の有無)についてヒアリング

③失踪した技能実習生の不法就労を防止する施策

- ・ 失踪をさせた企業から失踪先等に係る情報収集の強化
- ・ 在留カード番号等を活用した不法就労等の摘発強化
- ・ 失踪技能実習生の在留資格取消しの強化
- ・ 失踪技能実習生に係る情報の関係省庁との共有

④その他

- ・ 失踪・死亡事案発生時の速やかな実地検査等の実施
- ・ 制度の厳格化について入管庁から監理団体に対して直接周知

※上記①～④の施策の実施に併せて、技能実習生に対する支援制度の周知徹底も行う。



外国人技能実習生の失踪を発生させないために

失踪の原因

- 賃金等の不払いなど、実習実施側の不適切な取扱い
- 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情

失踪を発生させないために日頃から配慮していただきたいこと

○外国人に対してはあらかじめ業務内容をよく説明し、**仕事内容について納得感をもってもらうことが必要です。**

雇用契約の締結時には技能実習計画は認定されていませんが、本邦に入国後に従事することとなる実習内容を事前に把握しておくことが望ましいことから、技能実習生に対し予定される技能実習における業務内容や修得等しようとする技能等の内容を説明することが望まれます。

○**トラブルを未然に防ぎ、気持ちよく働いてもらうためにも、給料の仕組みや控除の理由を丁寧に説明してください。**

技能実習生に対し待遇を説明する際には、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書を提示して説明してください。必要に応じて通訳をつけるなどした上で、内容を詳細に説明し技能実習生の理解を得ることが望ましいと考えられます。その際、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等について丁寧に説明してください。

○**異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにすることが重要です。相手も自分と同じ価値観や指向だろう、という前提に立たないことが大切です。**

○**文化等の違いから、指導やアドバイスをしただけのつもりでも、相手に嫌な気持ちをさせてしまうことがあるので、注意をして接するようにしましょう。**

技能実習生の指導等に際しては、文化や言語の理解力等の違いなどから指導する側の意図に反し誤って伝わってしまい、極めて深刻な結果となってしまうことがあります。このようなことにならないためにも、日頃から個々の技能実習生の状況に十分配慮して、指導に際しても丁寧な態度でコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めることが必要です。

技能実習生への必要な指導等のつもりであったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ帰国させる旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は当然ながら許されません。

広報用動画の配信（日本語含め10か国語で対応）

○技能実習生等を対象に、制度概要や実習中に問題が起きた時の対処方法や相談先などを多言語で紹介する動画を配信しています。入国前後の講習等様々な機会において積極的に活用願います。



8か国語での申告・相談が
電話・メール・手紙で可能

外国人技能実習機構

ベトナム語	英語
中国語	タイ語
インドネシア語	カンボジア語
フィリピン語	ミャンマー語

母国語相談 //

みなさんの母国語で相談を行うことができます



① 本国への帰国が困難な方

- ⇒ **「特定活動（6か月・就労可）」又は「特定活動（6か月・就労不可）」への在留資格変更が可能です**
- ※ 「特定活動（6か月・就労可）」は、**従前と同一の業務（注）**で就労を希望する方に限ります
 - （注）従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に係る業務（技能実習で従事した職種・作業が属する「移行対象職種・作業一覧」の各表内の職種・作業（「7 その他」を除く。）」で就労することも可能です（8月12日追加）
 - ※ 「特定活動（6か月・就労不可）」又は「短期滞在」等就労が認められない在留資格で在留している方であって、本邦での生計維持が困難であると認められる場合は、**資格外活動許可（週28時間以内）**を受けて就労することが可能です（12月1日追加）
 - ※ **帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です**

② 技能検定等の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない方

- ⇒ 受検・移行ができるようになるまでの間、**「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能です**
- ※ 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります

③ 実習先の経営悪化等により技能実習の継続（注）が困難となった方（新たな実習先が見つからない場合）

- ⇒ **特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、特定産業分野（介護、農業等の14分野）で就労が認められる「特定活動（最大1年・就労可）」への在留資格変更が可能です**（注）予定された技能実習を修了した技能実習生であって、本国への帰国が困難な方も対象となります（9月7日追加）
- ※ **帰国が困難な場合には、6月の範囲で更新を受けることが可能です**

【以下については**技能実習2号を修了される方**へのご案内です】

④ 「特定技能1号」への移行のための準備がまだ整っていない方

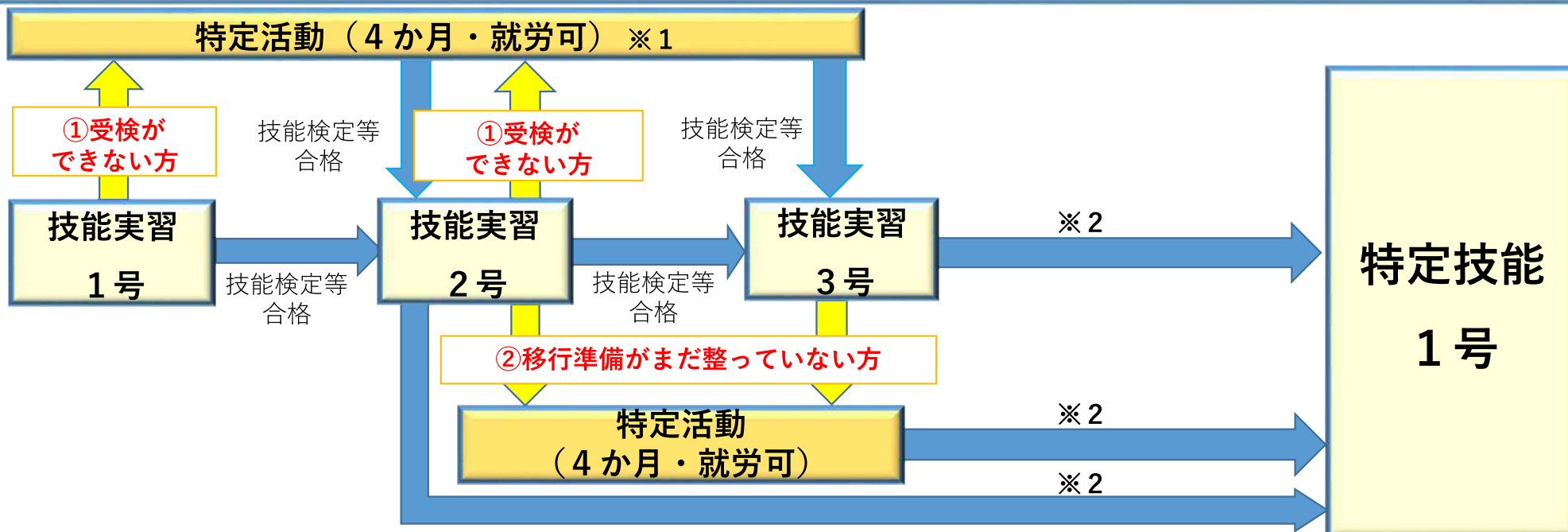
- ⇒ 移行準備の間、**「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能です**
- ※ 「技能実習3号」を修了される方も対象となります
 - ※ 既に移行のための準備が整っている方については、「特定技能1号」への在留資格変更が可能です
http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00197.html

⑤ 「技能実習3号」への移行を希望される方

- ⇒ 優良な監理団体及び実習実施者の下であれば、**「技能実習3号」への在留資格変更が可能です**
http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri07_00146.html

1. 引き続き本邦に在留する方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、①技能実習修了時の技能検定等の受検ができない方、②「特定技能1号」への移行準備がまだ整っていない方、③「技能実習3号」への移行を希望される方は、次の手順をとることができます。



2. 実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となった方（※3）（新たな実習先が見つからない場合）

特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、特定産業分野（介護、農業等の14分野）で就労が認められる「特定活動（最大1年・就労可）」への在留資格変更が可能です（帰国が困難な場合には、6月の範囲で更新を受けることが可能です）。

3. 本国への帰国が困難な方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、本国への帰国が困難な方は、「特定活動（6か月・就労可）」（※4）又は「特定活動（6か月・就労不可）」（※5）等への在留資格変更が可能です（帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。）。

- ※1 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する場合に対象となります。
- ※2 技能実習2号を良好に修了した外国人は、特定技能1号への移行に必要な試験（技能、日本語）が免除されます。
- ※3 予定された技能実習を修了した技能実習生であって、本国への帰国が困難な方も対象となります。
- ※4 従前と同一又はこれに関係する業務で就労を希望する場合に対象となります（従前と異なる受入れ機関においても就労が認められます。）。
- ※5 本邦での生計維持が困難であると認められる場合は、資格外活動許可（週28時間以内）を受けて就労することが可能です。

新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について ～迅速かつ効率的なマッチングによる本邦での再就職の実現～

目的

出入国在留管理庁において、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、採用内定を取り消された留学生等に加え、技能実習を修了し、帰国が困難な元技能実習生の本邦での継続した就労を可能とするため、一定の要件の下、特定産業分野において在留資格「特定活動」を付与するとともに、自力で再就職先を探すことが困難な外国人に対しては、関係省庁と連携し、再就職のためのマッチング支援を行うことにより、本邦での雇用維持をパッケージで支援する。

在留資格上の措置

- 在留資格「特定活動(就労可)」
- 在留期間 最大 1年(※)
※帰国が困難な場合には6月の範囲で更新が可能
- 要件・就労先が特定技能制度における特定産業分野に該当していること
・申請人が、特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望していること 等

対象者

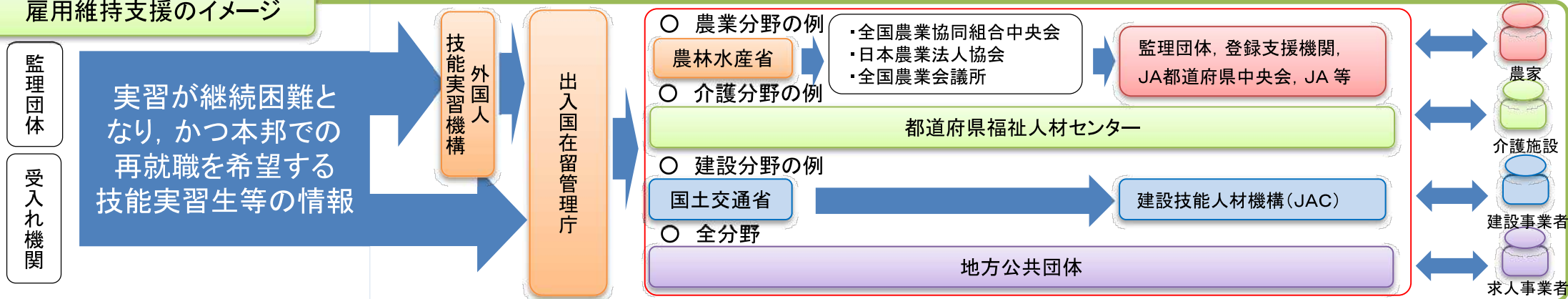
- 解雇等され、実習の継続が困難となった技能実習生
- 解雇等され、就労の継続が困難となった外国人労働者(在留資格「特定技能」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」等)
- 採用内定を取り消された留学生
- 技能実習を修了し、帰国が困難な元技能実習生 等

支援の概要

出入国在留管理庁は、支援の対象となる技能実習生等の情報を迅速かつ網羅的に把握し、これらの技能実習生等が就労を希望する特定産業分野に再就職できるよう、各分野の関係機関に情報提供することにより、効率的なマッチングが可能となる。

令和2年9月1日からは、外国人在留支援センター(FRESC)において、新型コロナウイルス感染症の影響で問題を抱える外国人からの相談にフリーダイヤルで対応しており、本件マッチングに必要な書類作成に係るサポートも行っている。

雇用維持支援のイメージ



中部地区における 外国人技能実習制度の現状、課題等について



令和3年6月22日
愛知労働局

1. 技能実習制度の現状

日本で就労する外国人のカテゴリーと中部地区の外国人労働者数

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

(単位:人)

カテゴリー	地域									
	全国	中部 7県	富山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	三重	
外国人労働者総数	1,724,328	338,900	12,027	10,696	10,339	34,936	65,734	175,114	30,054	
①就労目的で在留が認められる者 (いわゆる「専門的・技術的分野」) ・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。	359,520	41,386	1,271	1,264	820	3,081	6,837	25,042	3,071	
②身分に基づき在留する者 (「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」) ・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため様々な分野で報酬を受ける活動が可能。	546,469	157,883	3,749	2,450	4,335	14,270	37,453	81,620	14,006	
③技能実習 ・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。 ・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった。	402,356	101,898	6,272	5,558	4,699	14,626	15,894	44,268	10,581	
④特定活動 (EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等) ・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。	45,565	5,508	258	117	140	564	789	3,104	536	
⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) ・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。	370,346	32,223	477	1,305	345	2,395	4,761	21,080	1,860	

※外国人雇用状況の届出状況(令和2年度10月末現在)による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度(労働施策総合推進法 第28条)。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

※在留資格が不明なものがあり、外国人労働者総数とは合わない。

日本で就労する外国人のカテゴリー（総数約165.8万人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

①就労目的で在留が認められる者 約35.9万人

（いわゆる「専門的・技術的分野」）

・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

②身分に基づき在留する者 約54.6万人

（「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）

・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③技能実習 約40.2万人

・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった（同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。）。

④特定活動 約4.5万人

（EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等）

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

⑤資格外活動（留学生のアルバイト等） 約37.0万人

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格	
在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

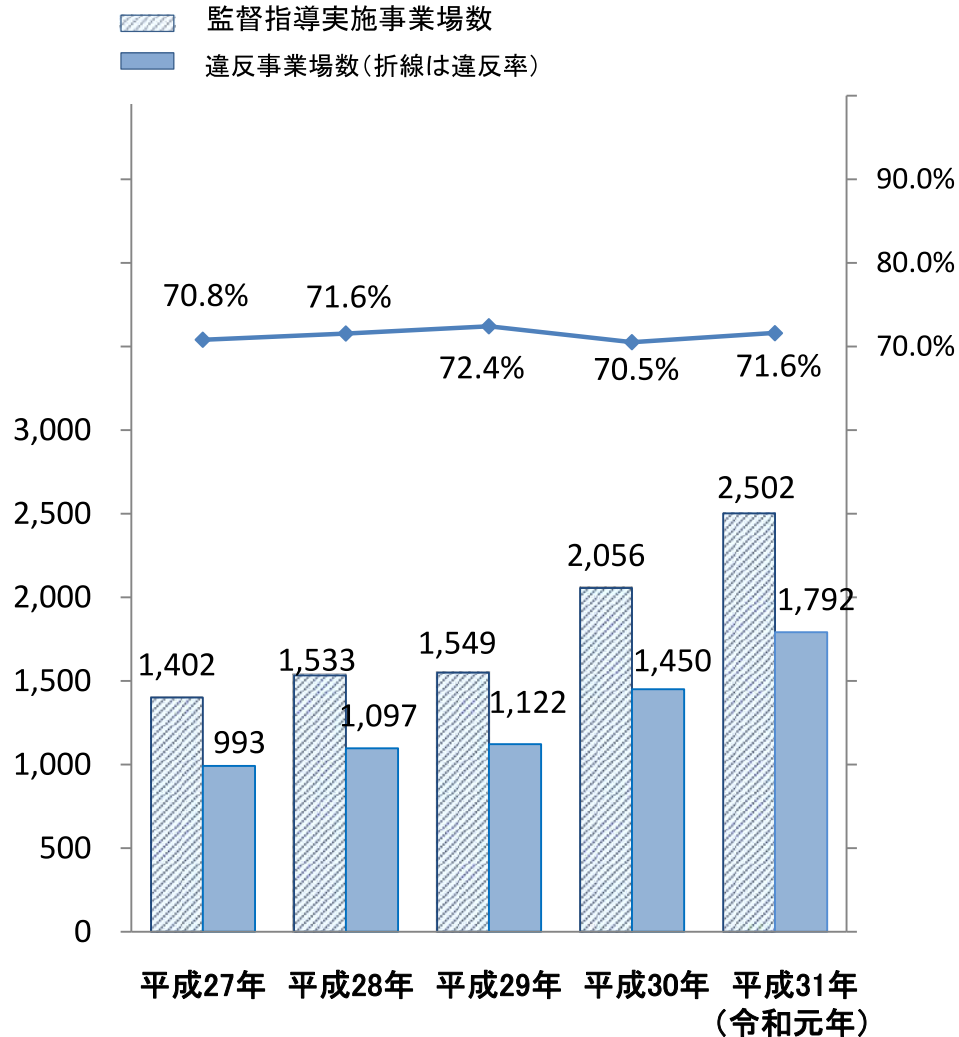
※外国人雇用状況の届出状況（令和元年10月末現在）による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（労働施策総合推進法 第28条）。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

2.外国人技能実習生の実習実施機関に 対する監督指導、送検等の状況 (平成31年・令和元年)

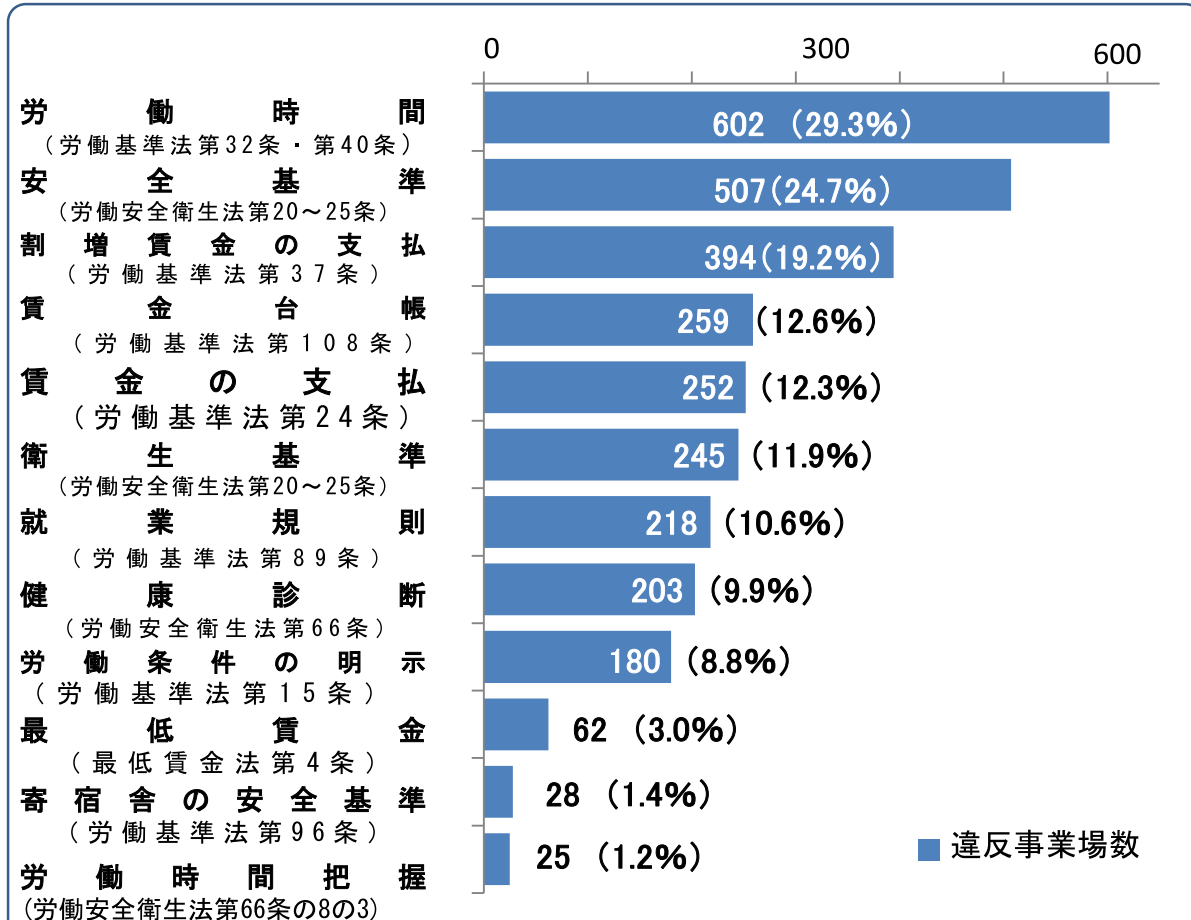
1 中部地区における監督指導状況

(1) 中部地区の労働基準監督機関において、実習実施機関に対して2,502件の監督指導を実施し、その71.6%に当たる1,792件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。



(2) 主な違反事項は、①労働時間 (29.3%)、②使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準 (24.7%)、③割増賃金の支払 (19.2%)、④賃金台帳 (12.6%) の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 労働基準監督官が監督指導した事例には、以下のようなものがあった。

事例 1

工場において技能実習生に使用させる機械の安全基準について監督指導を実施

概要

- 技能実習生がプレス機で作業中、金型に右手が挟まれて腕を骨折した。
- 技能実習生に作業させていたプレス機の安全装置を適切に調整していなかったため、安全装置の有効範囲外から手を入れた状態で作動させたところ、プレス機が止まらなかった。

指導事項

労働安全衛生法第20条
(安全基準)

指導事項

労働安全衛生法第45条
(定期自主検査)

指導内容

- 1 プレスの作動範囲に身体の一部が入ったときに、安全装置が作動し、確実にプレスが停止するものとするよう是正勧告した。
- 2 プレス機の特定自主検査を行うよう是正勧告した。

指導の結果

- 作業者に合わせて作業の前に、プレス作業主任者に安全装置を調整させることとした。
- プレスの特定自主検査を行い、安全装置の調整を行った。

事例 2

「タイムカードが2枚作成され、労働時間を短く偽ったタイムカードを基に賃金が計算されている」等の技能実習生からの情報を端緒に、事業場に対して監督指導を実施

概要

- 情報のあった事業場は、中国人技能実習生7人を雇用していた。
- 実際の労働時間を記録したタイムカードは、時間外労働集計表に取りまとめた後廃棄し、36協定の限度（月42時間、1年320時間、特別条項月80時間、1年732時間）に収まるよう偽造されたタイムカードと偽造されたタイムカードに基づいた賃金台帳を作成していた。
- 実際の労働時間との差額の割増賃金は、年末や退職時等の不定期に現金で支払っていた。

指導内容

1 違法な長時間労働及び休憩時間について是正勧告した。
労働時間管理の適正化について指導文書を交付した。

指導事項

労働基準法第32条（労働時間）

2 割増賃金不払いについて是正勧告した。

指導事項

労働基準法第37条（割増賃金）

3 正確な労働時間を記録したタイムカードを廃棄していたとについて是正勧告した。

指導事項

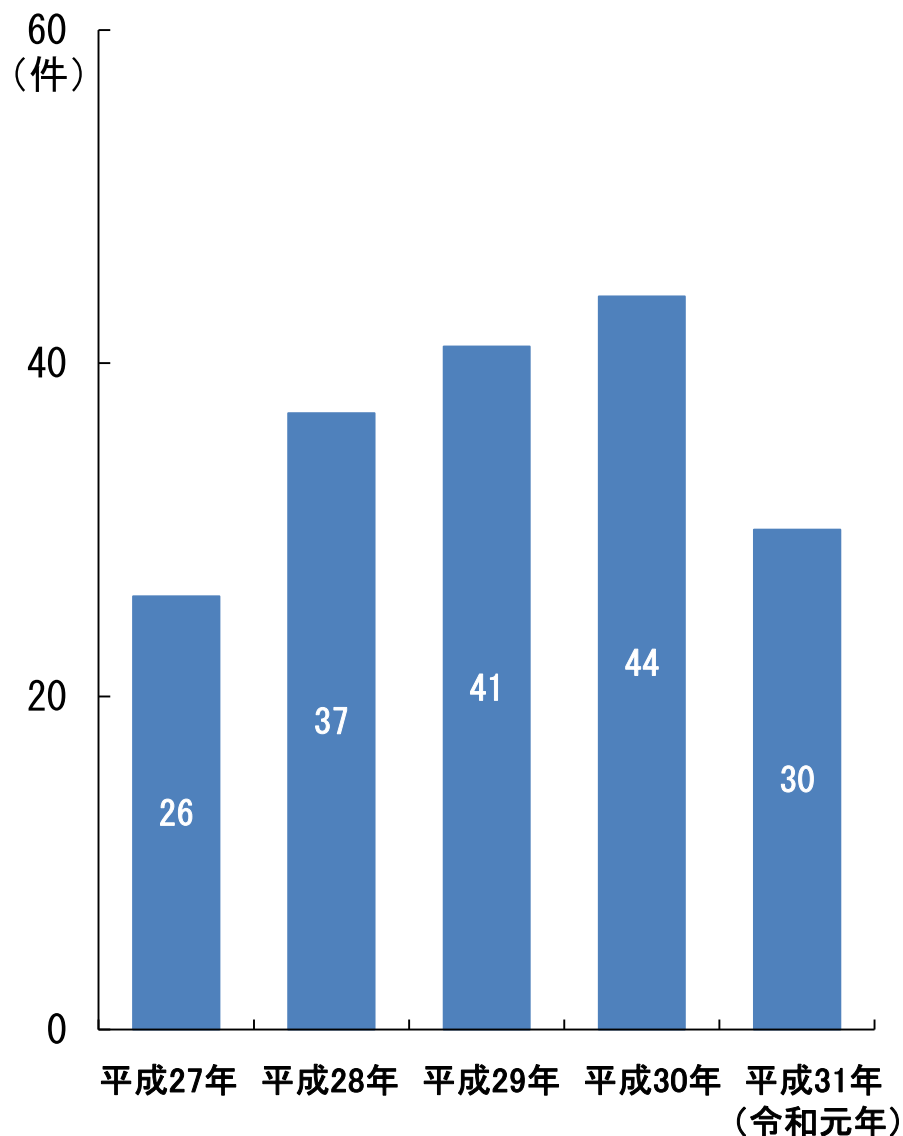
労働基準法第109条（記録の保存）

指導の結果

- 不払いとなっていた割増賃金について全額（総額約155万円）が遡及して支払われた。
- 労働時間についてはタイムカードで適正に把握するようにし、違法な時間外労働を解消するとともに、タイムカードについては、責任者が保存・管理を行うようにした。

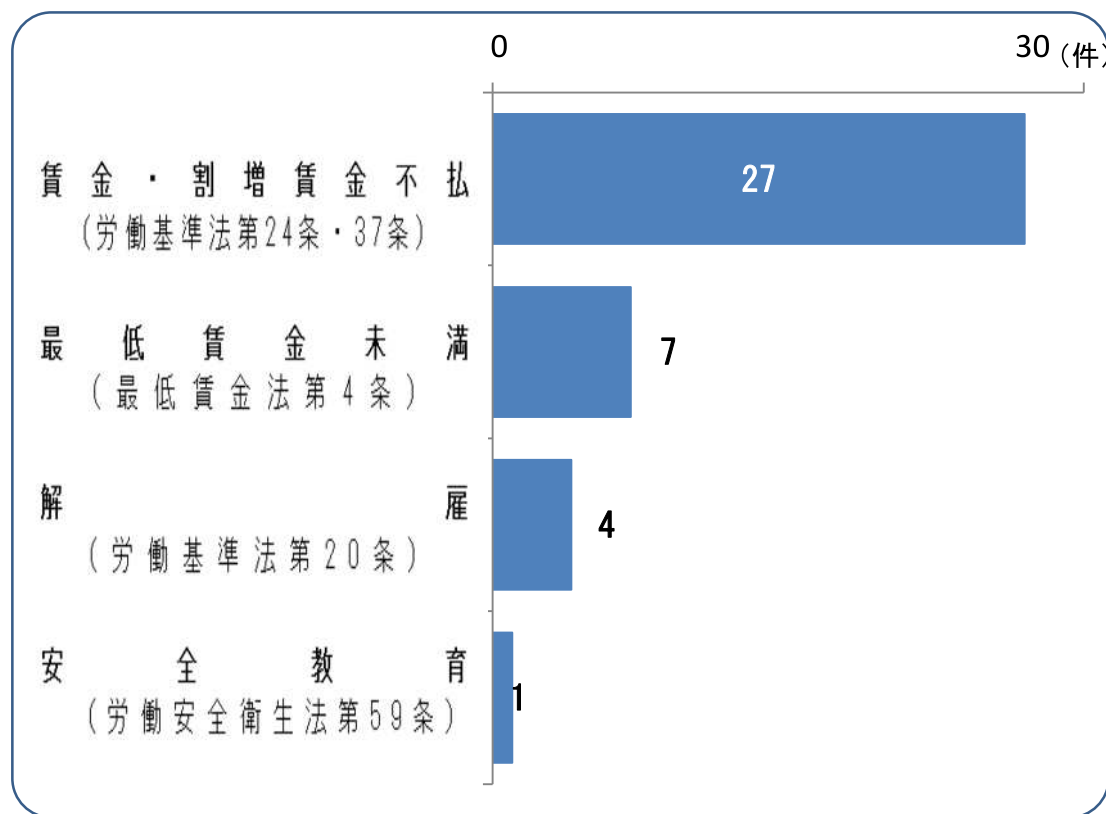
2 中部地区における申告状況

(1) 平成31年(令和元年)に技能実習生から労働基準監督機関に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は中部地区で30件であった。



(2) 主な申告内容は、①賃金・割増賃金の不払(27件)、②約定賃金額が最低賃金額未満(7件)、③解雇(4件)、④安全教育(1件)の順に多かった。

<注> 申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。



(3) 労働基準監督官が処理した申告事例には、以下のようなものがあった。

事例 1

最低賃金未滿で支払われていたとの技能実習生5名からの申告に基づき、監督指導を実施

概要

- 契約上、時間額で支払う約束となっていたが、完全出来高制（1パックの梱包当たり）で計算して支払っており、時間当りに換算した賃金が最低賃金未滿となっていた。

指導内容

- 1 技能実習生に対して実際に行わせていた労働時間と契約上の時給で計算した金額と出来高計算で支払われていた賃金の差額を支払うよう是正勧告した。

指導事項

労働基準法第37条
（時間外労働の割増賃金）

指導の結果

- 時間外労働に対する割増賃金については「多額になり、一括では無理」との事業主の意向を実習生が了承し、3回分割で支払った。

事例 2

賃金から作業服等の費用等を控除され2か月分の賃金が支払われないこと、時間外労働の割増賃金が支払われないことについて技能実習生から申告があり、監督指導を実施

概要

- 退職した技能実習生に対し、技能実習生負担として貸付扱いとしていた作業服等の購入費用を最終の賃金から控除すると支払うものはないと説明した。（支払日未到来）
- 毎月の賃金から、旅行積立金、弁当代を賃金控除に関する労使協定を締結せずに控除していた。
- タイムカードをもとに賃金計算していたが、日報の労働時間と乖離があり、実際には日報で記録した時間働いていた。

指導内容

- 1 最終の賃金は、支払日が到来していないため、指導票で所定支払日に支払うよう指導した。

指導事項

指導票（負担が明白でない場合の控除はできない）

- 2 労使協定を締結せずに旅行積立金等を控除していたことについて是正勧告した。

指導事項

労働基準法第24条（賃金の支払）

- 3 日報で確認できた時間外労働の割増賃金不払については是正勧告した。

タイムカードと日報の乖離を調査し、正確な労働時間を把握するよう指導した。

指導事項

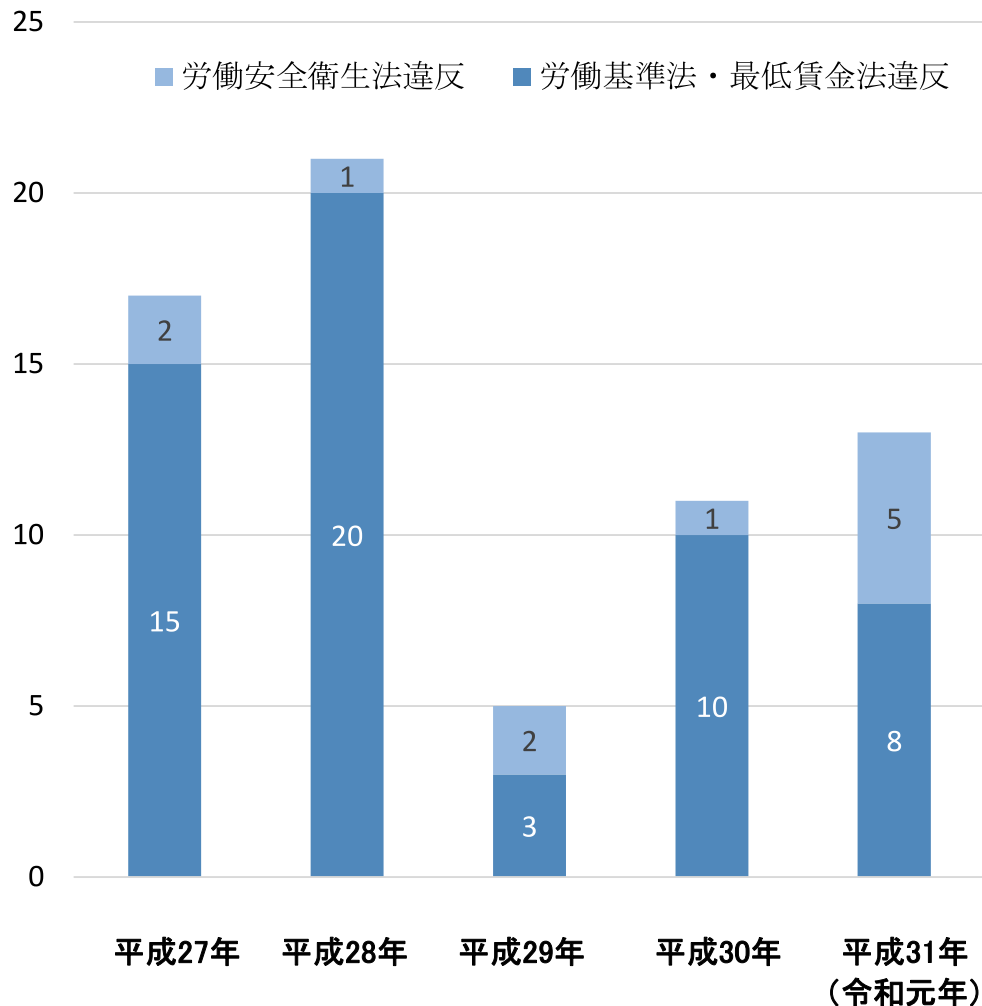
労働基準法第37条（割増賃金の支払）
指導票（労働時間の適正把握）

指導の結果

- 技能実習生に対し、最終月の賃金が全額支払われた。旅行積立金は全額返金され、賃金控除に関する労使協定を締結した。
- 日報をもとに計算した割増賃金の差額が支払われた。

3 送検状況（中部地区）

(1) 平成31年（令和元年）に技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、労働基準監督機関が送検した件数は13件であった。



(2) 労働基準監督官が送検した事例には、以下のようなものがあった。

事例

技能実習生の申告を端緒に、同じ監理団体から技能実習生を受け入れていた4事業場を、最低賃金不足、割増賃金の不払い、社会保険未加入者の保険料控除等の違反で送検

概要

- 技能実習生からの申告により、労働基準監督署、出入国在留管理局が合同で監督・調査を実施。
- ①所定労働時間を実際より短く装い、最低賃金を下回る賃金額で基本給・割増賃金を支払っていた、②社会保険の資格を喪失させた後も賃金から違法に保険料を控除していた、③雇い入れ時に労働条件通知書を交付していなかった、ことが判明。
- 調査した事業場Aのほか、当該事業場の事業主が代表を務める監理団体から技能実習生を受け入れている3社（B、C、D）についても、①及び②の違反が判明。

被疑事実

○ 実習実施者（A（個人事業主））

1. 最低賃金以上の賃金及び法定の割増賃金を支払っていなかったこと。

違反条文

最低賃金法第4条（最低賃金の効力）
労働基準法第37条（割増賃金の支払）

2. 社会保険に加入していないのに、健康保険及び厚生年金保険料を賃金から控除していたこと。

事犯条文

労働基準法第24条（賃金の支払）

3. 労働契約の締結に際し、労働条件を書面等により明示していなかったこと。

事犯条文

労働基準法第15条（労働条件の明示）

○ 実習実施者（B、C、D（法人））及び事業主
上記、1及び2に同じ。

4 中部地区の労働基準監督機関と出入国在留管理機関との相互通報状況

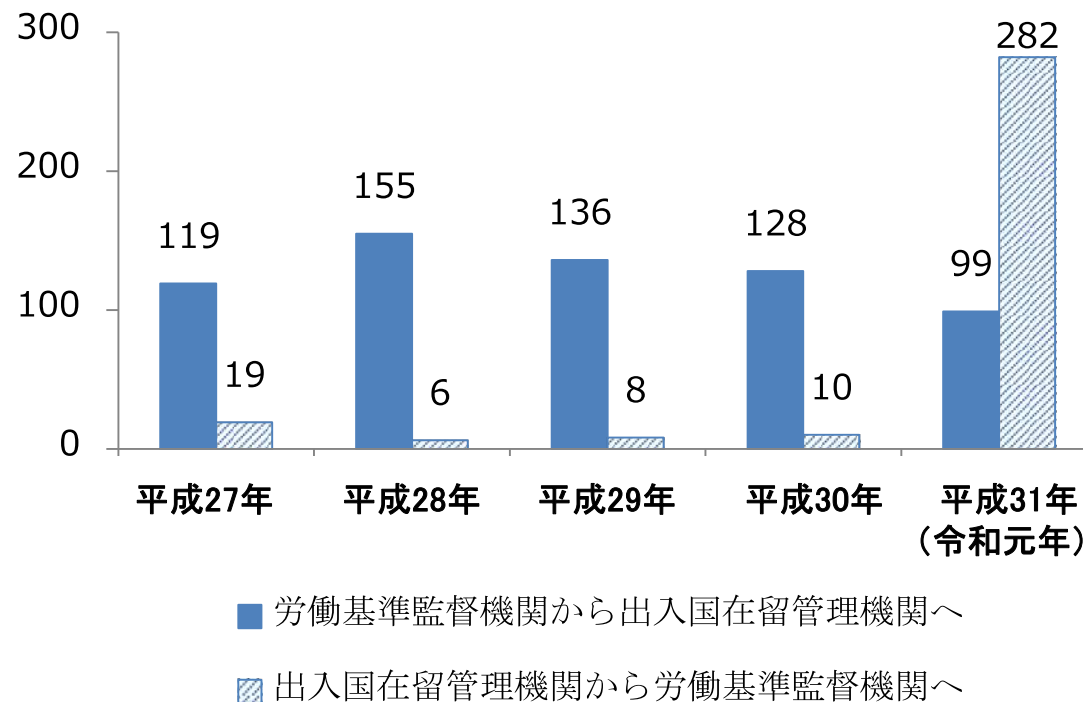
- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関と出入国在留管理機関が、その監督等の結果を相互に通報している。
- (2) 労働基準監督機関から出入国在留管理機関へ通報（※1）した件数は99件、出入国在留管理機関から労働基準監督機関へ通報（※2）された件数は282件である。

※1 労働基準監督機関から出入国在留管理機関へ通報する事案

労働基準監督機関において実習実施機関に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※2 出入国在留管理機関から労働基準監督機関へ通報する事案

管理機関において実習実施機関を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案



- (3) 労働基準監督機関が、出入国在留管理機関から通報を受けた実習実施機関については、監督指導等を実施している。

(参考)技能実習制度の概要等

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の**技能実習の適正な実施**及び**技能実習生の保護**を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する**技能実習計画**について**認定制**とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) **実習実施者**について、**届出制**とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) **監理団体**について、**許可制**とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) **技能実習生に対する人権侵害行為**等について、禁止規定を設け違反に対する所要の**罰則を規定**するとともに、技能実習生に対する**相談**や**情報提供**、技能実習生の**転籍の連絡調整**等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) **事業所管大臣等に対する協力要請**等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による**地域協議会**を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) **外国人技能実習機構を認可法人として新設**し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、**実地に検査**【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、**第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)**を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行日

平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

平成28年11月18日成立

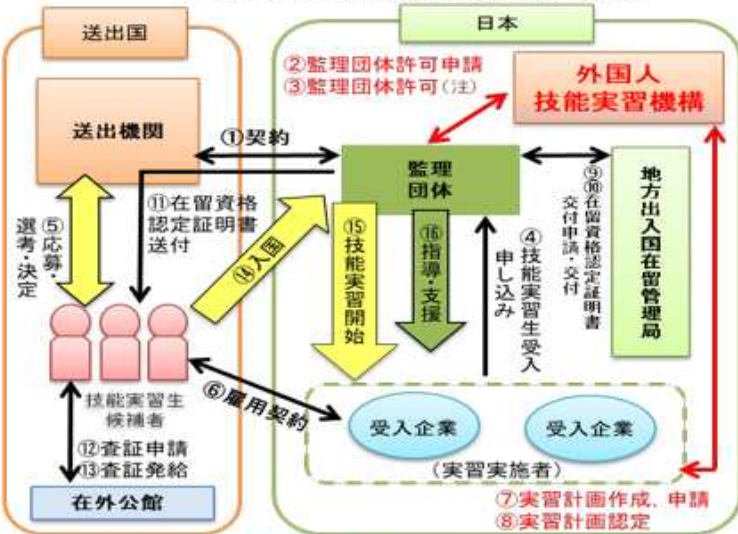
同年11月28日公布

技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約38万人在留している。
※令和2年末時点

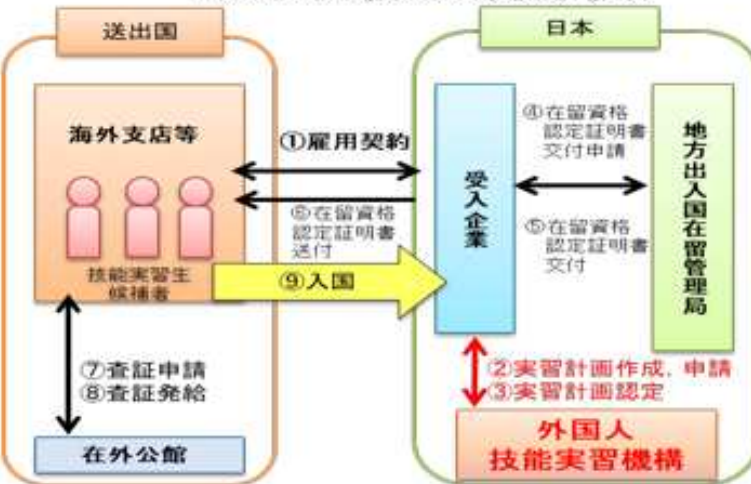
技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【団体監理型】 非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

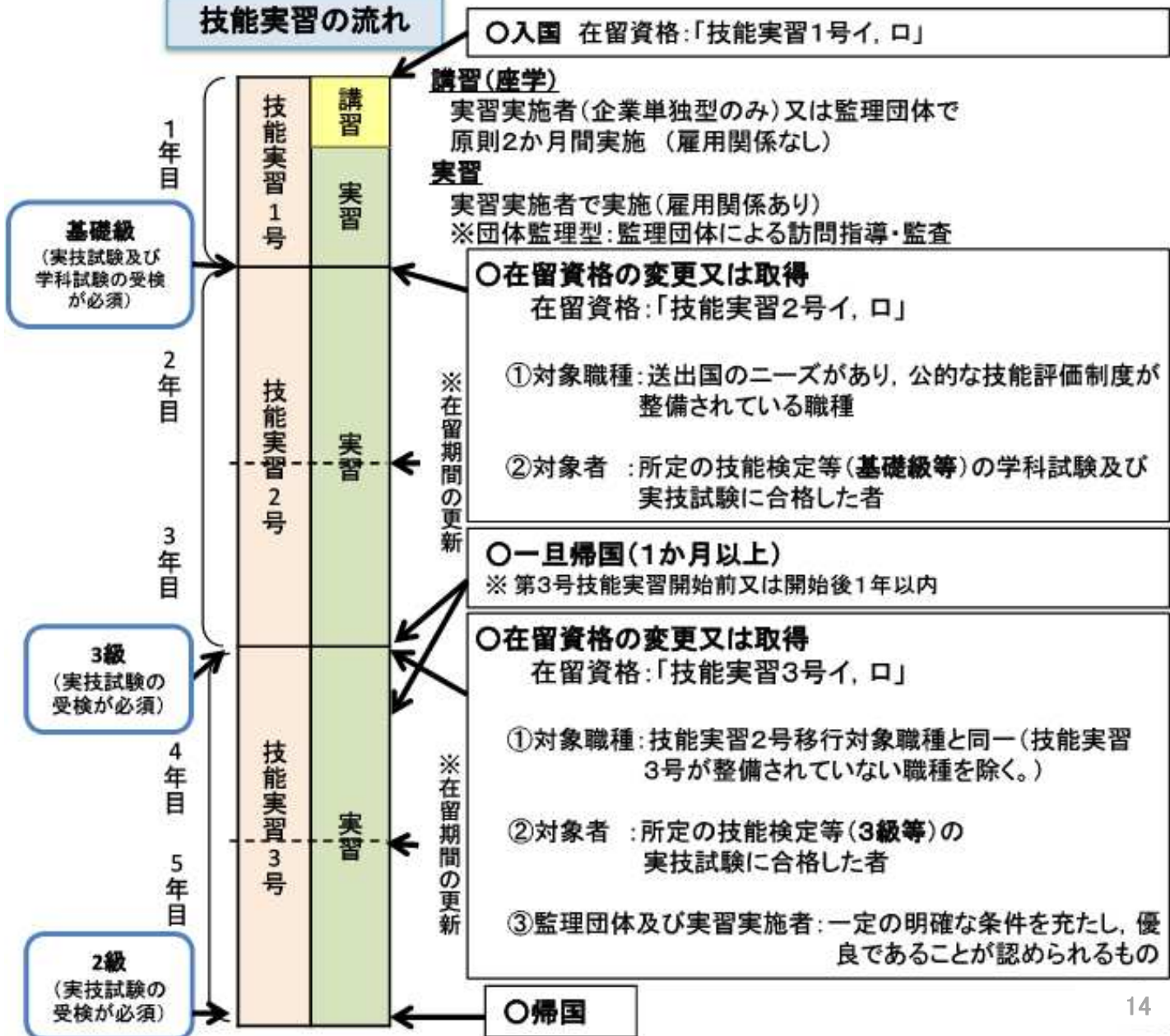


注: 外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



技能実習の流れ



作成のねらい

- 日本と送出国が技能実習を適正かつ円滑に行うために連携を図ること

取決めの骨子

日本側

- 技能実習法の基準に基づき、監理団体の許可・技能実習計画の認定を適切に行う。
- 送出し国側が認定した送出国機関及び認定を取り消した送出国機関を日本で公表し、送出し国側が認定した送出国機関からの技能実習生のみを受け入れる。
- 監理団体・実習実施者に対して、許認可の取消や改善命令を行った場合は、その結果を送出し国側に通知する。

送出し国側

- 本協力覚書の認定基準に基づき、送出国機関の認定を適切に行う。
 - ・ 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者を選定すること
 - ・ 帰国した者が技能等を活用できるよう就職先のあっせんその他の支援を行うこと
 - ・ 保証金の徴収、違約金契約をしないこと
 - ・ 技能実習生に対する人権侵害をしないこと
- 送出国機関の認定を取り消したときは、日本側に通知する。
- 日本側から不適切な送出国機関についての通知を受けたときは、調査を行い適切に対処する。また、その結果を日本側に通知する。

両国共通の事項

- 技能実習制度についての定期的な意見交換

**作成状況 計14か国
(R1.6月時点)**

ベトナム (H29.6月), カンボジア (H29.7月), インド (H29.10月), フィリピン (H29.11月),
ラオス (H29.12月), モンゴル (H29.12月), バングラディッシュ (H30.1月), スリランカ (H30.2月),
ミャンマー (H30.4月), ブータン (H30.10月), ウズベキスタン (H31.1月), パキスタン (H31.2月),
タイ (H31.3月), インドネシア (R1.6月)

外国人技能実習機構の概要と 主な業務について

令和3年6月

OTIT 外国人技能実習機構
名古屋事務所・富山支所

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の**技能実習の適正な実施**及び**技能実習生の保護**を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する**技能実習計画**について**認定制**とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) **実習実施者**について、**届出制**とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) **監理団体**について、**許可制**とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) **技能実習生に対する人権侵害行為**等について、禁止規定を設け違反に対する所要の**罰則を規定**するとともに、技能実習生に対する**相談**や**情報提供**、技能実習生の**転籍の連絡調整**等を行うことにより、**技能実習生の保護**等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) **事業所管大臣等に対する協力要請**等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による**地域協議会**を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) **外国人技能実習機構を認可法人として新設**し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、**第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)**を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行日

平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

平成28年11月18日成立

同年11月28日公布

技能実習の流れ（入国～帰国まで）

○入国 在留資格:「技能実習1号イ, ロ」

講習(座学)

実習実施者(企業単独型のみ)又は監理団体で原則2か月間実施(雇用関係なし)

実習

実習実施者で実施(雇用関係あり)

※団体監理型: 監理団体による訪問指導・監査

○在留資格の変更又は取得

在留資格:「技能実習2号イ, ロ」

①対象職種: 送出国のニーズがあり, 公的な技能評価制度が整備されている職種

②対象者: 所定の技能検定等(基礎級等)の学科試験及び実技試験に合格した者

○一旦帰国(1か月以上)

※ 第3号技能実習開始前又は開始後1年以内

○在留資格の変更又は取得

在留資格:「技能実習3号イ, ロ」

①対象職種: 技能実習2号移行対象職種と同一(技能実習3号が整備されていない職種を除く。)

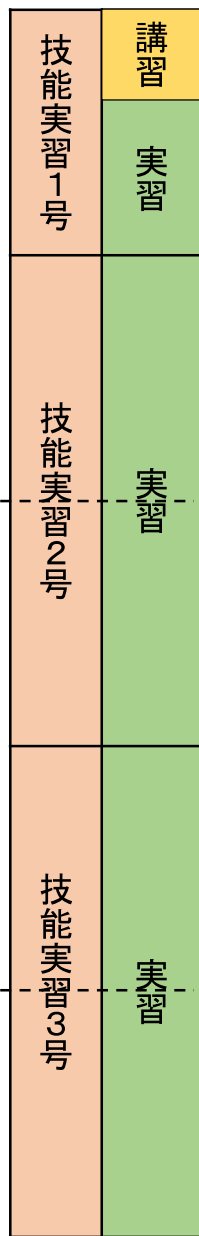
②対象者: 所定の技能検定等(3級等)の実技試験に合格した者

③監理団体及び実習実施者: 一定の明確な条件を充たし, 優良であることが認められるもの

○帰国

※在留期間の更新

※在留期間の更新



基礎級
(実技試験及び学科試験の受検が必須)

3級
(実技試験の受検が必須)

2級
(実技試験の受検が必須)

技能実習制度 移行対象職種・作業一覧 (85職種156作業)

(令和3年3月16日時点)

1 農業関係 (2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業●	養豚
	養鶏
	酪農

2 漁業関係 (2職種10作業)

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	棒受網漁業△
	養殖業●

3 建設関係 (22職種33作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事
	ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金
	内外装板金
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とび	
石材施工	石材加工
	石張り
タイル張り	タイル張り
かわらぶき	かわらぶき
左官	左官
配管	建築配管
	プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事
	カーペット系床仕上げ工事
	鋼製下地工事
ボード仕上げ工事	ボード仕上げ工事
	カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
表装	壁装
建設機械施工●	押土・整地
	積込み
	掘削
	締固め
築炉	築炉

4 食品製造関係 (11職種18作業)

職種名	作業名	
缶詰巻締●	缶詰巻締	
	食鳥処理加工●	食鳥処理加工
	加熱性水産加工	節類製造
食品製造業●	加熱乾製品製造	
	調味加工品製造	
	くん製品製造	
非加熱性水産加工	塩蔵品製造	
	乾製品製造	
	発酵食品製造	
食品製造業●	調理加工品製造	
	生食用加工品製造	
	かまぼこ製品製造	
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造	
牛豚食肉処理加工業●	牛豚部分肉製造	
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	
パン製造	パン製造	
そう菜製造業●	そう菜加工	
農産物漬物製造業●△	農産物漬物製造	
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造	

5 繊維・衣服関係 (13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転●△	前紡工程
	精紡工程
	巻糸工程
織布運転●△	合ねん糸工程
	準備工程
	製織工程
染色	仕上工程
	糸浸染
	織物・ニット浸染
ニット製品製造	靴下製造
	丸編みニット製造
たて編ニット生地製造●	たて編ニット生地製造
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
紳士服製造	紳士既製服縫製
下着類製造●	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーペット製造●△	織じゅうたん製造
	タフテッドカーペット製造
帆布製品製造	ニードルパンチカーペット製造
	帆布製品製造
布はく縫製	ワイシャツ製造
座席シート縫製●	自動車シート縫製

6 機械・金属関係 (15職種29作業)

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造
	非鉄金属鋳物鋳造
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト
	コールドチャンパダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金

6 機械・金属関係 (続き)

職種名	作業名
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき
	陽極酸化処理
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理
	治工具仕上げ
	金型仕上げ
仕上げ	機械組立仕上げ
	機械検査
	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て
	変圧器組立て
プリント配線板製造	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造

7 その他 (19職種35作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印刷	オフセット印刷
	グラビア印刷●△
製本	製本
	圧縮成形
プラスチック成形	射出成形
	インフレーション成形
	フロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
溶接●	噴霧塗装
	手溶接
工業包装	半自動溶接
	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
	貼箱製造
陶磁器工業製品製造●	段ボール箱製造
	機械ろくろ成形
	圧力鑄込み成形
自動車整備●	パッド印刷
	自動車整備
ビルクリーニング	ビルクリーニング
介護●	介護
リネンサプライ●△	リネンサプライ仕上げ
コンクリート製品製造●	コンクリート製品製造
宿泊●△	接客・衛生管理
RPF製造●	RPF製造
鉄道施設保守整備●	軌道保守整備
ゴム製品製造●△	成形加工
ゴム製品製造●△	押出し加工
	混練り圧延加工
	複合積層加工

○ 社内検定型の職種・作業 (1職種3作業)

職種名	作業名
空港グランドハンドリング●	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃△

(注1) ●の職種：技能実習評価試験に係る職種

(注2) △のない職種・作業は3号まで実習可能。

外国人技能実習機構の目的

外国人技能実習機構は、外国人の技能、技術又は知識の修得、習熟又は熟達に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする(技能実習法第57条)。

設立根拠法

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)

主務大臣

法務大臣及び厚生労働大臣

組織の沿革

平成29年1月25日	法人設立登記
平成29年2月	本部事務所設置
平成29年4月	地方事務所・支所設置

- ・主務大臣(法務大臣, 厚生労働大臣)
- ・出入国在留管理庁長官

事務の委任,
監督

報告

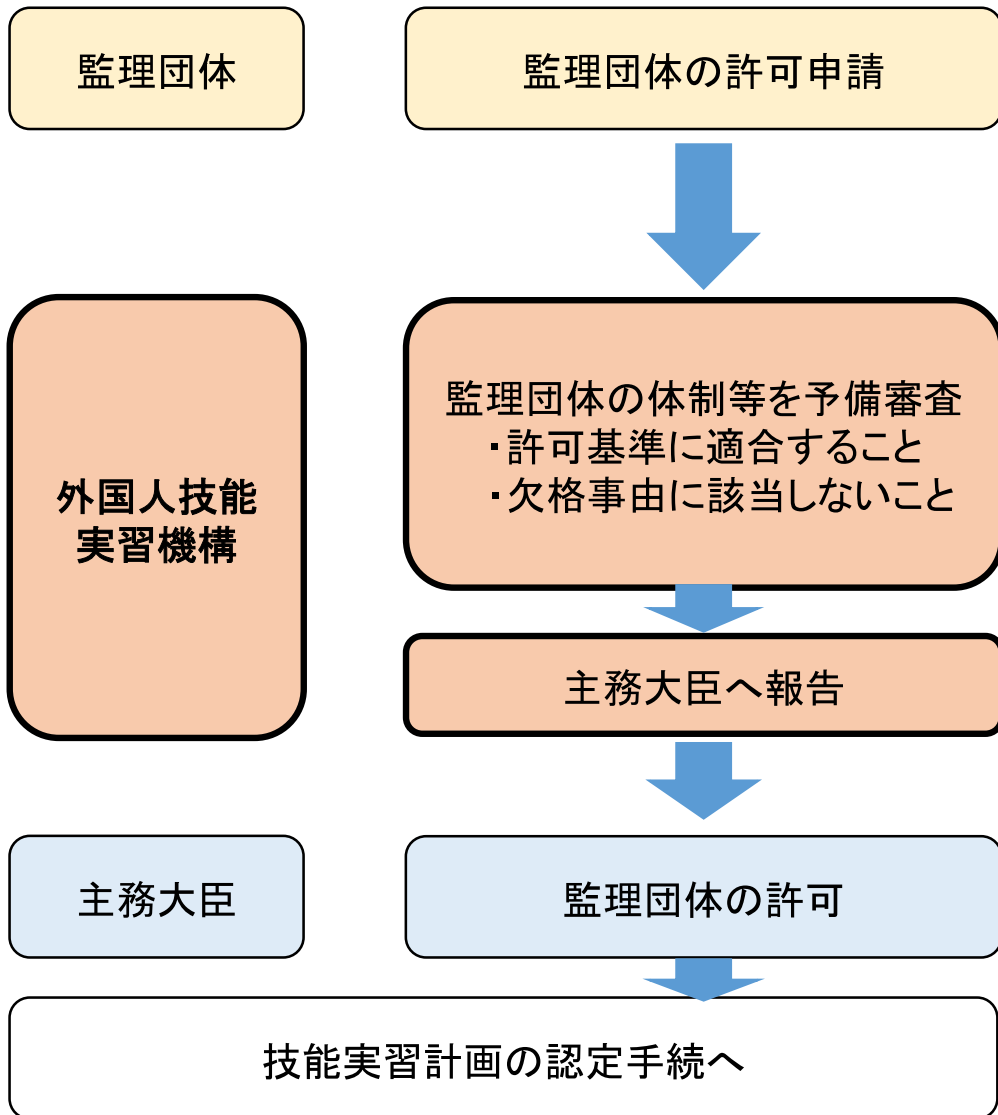
本部事務所 Tel.03-6712-1523(代表)
東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X3階

外国人技能実習機構の業務 (1)

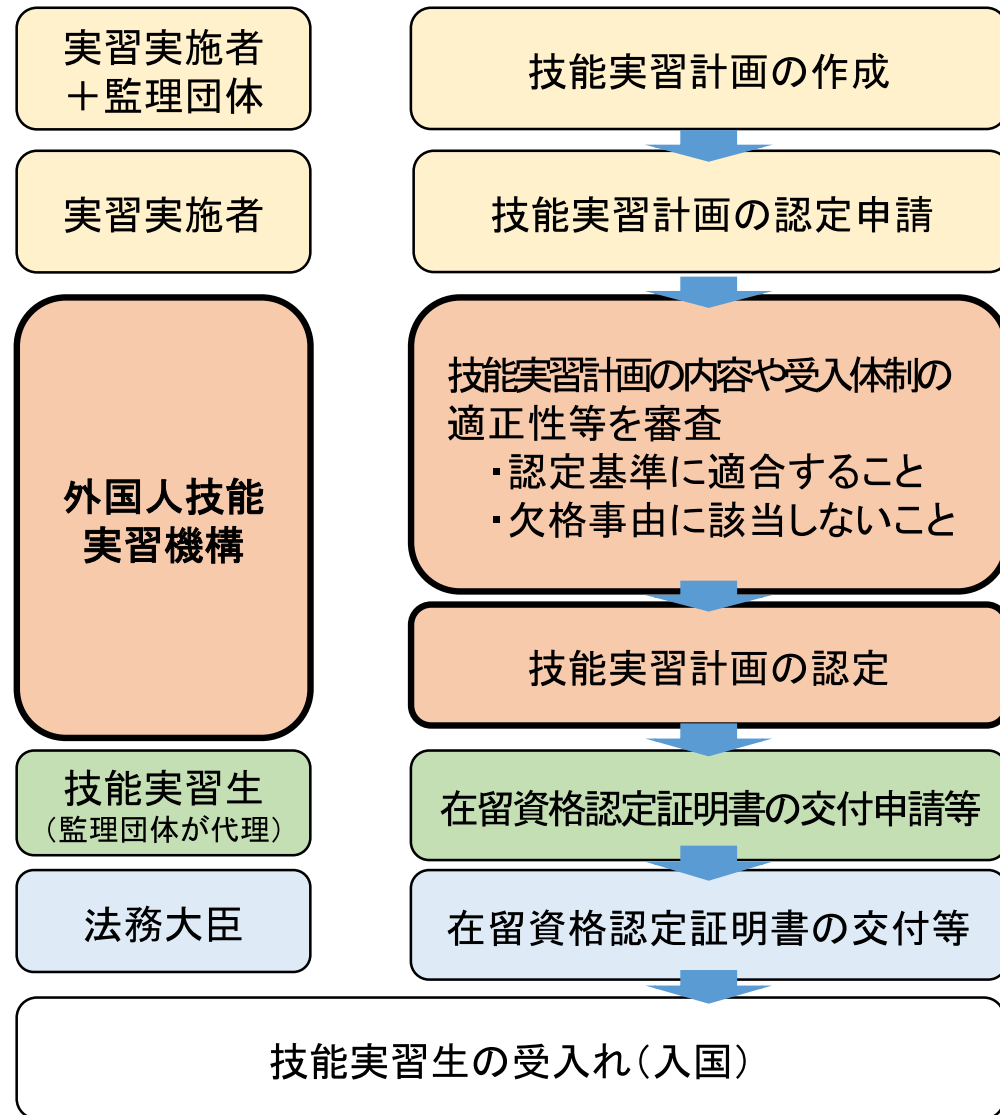
技能実習法で定められた主務大臣の事務のうち、監理団体の許可申請に係る事実関係の調査、技能実習計画の認定等、届出・報告書の受理、実習実施者・監理団体への実地検査等の事務は、外国人技能実習機構が、主務大臣の委託を受けて行う。

また、外国人技能実習機構は、技能実習生に対する相談対応・援助等を行う。

○ 監理団体の許可申請に係る事実関係の調査



○ 技能実習計画の認定等



外国人技能実習機構の業務 (2)

○ 届出、報告書の受理

実習実施者

- ・技能実習開始届
- ・技能実習実施状況報告

監理団体

- ・技能実習実施困難時届
- ・監査報告書
- ・事業報告書

外国人技能
実習機構

各種届出、報告書の受理

主務大臣

受理した旨の報告

○ 実地検査

外国人技能
実習機構

- ・定期的な実地検査
- ・技能実習生からの相談・申告
- ・労働基準監督機関、地方入管局等からの通報など

報告徴収、実地検査

結果の報告

主務大臣

- ・監理団体の許可の取消し
- ・技能実習計画の認定の取消し
- ・業務停止命令
- ・改善命令

事業者名等を公表

○ 相談対応・援助

外国人技能 実習機構

(1) 母国語による通報・相談窓口の整備等

- ・電話のほか、メール等に対応

- ※中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語、英語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語

(2) 実習先変更支援体制の構築

- ・実習実施者や監理団体に実習継続が困難な場合の届出義務(19条、33条)及び実習継続に関する対応義務(51条)を法律に規定

- ・機構が、技能実習生からの相談に対応し、保有情報を活用しながら転籍先の調整も含む支援を実施

(3) 技能実習生への一時宿泊先の提供

- ・技能実習生が、監理団体又は実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊することができない場合に、機構が一時宿泊先を提供

- ・新たな実習先の確保等の支援も実施

(4) 技能実習生への技能検定等の受検手続支援

- ・機構が、監理団体からの申請に基づき、試験実施機関への取次ぎ、合否結果の迅速な把握等の支援を実施

1. 調査趣旨

本調査は、技能実習を修了し帰国した技能実習生について、帰国後の就職状況、職位の変化、日本で修得した技術・技能・知識の活用状況などを把握することにより、技能実習生の帰国後の実態を明らかにし、技能実習制度の適正・円滑な運用を図るための基礎資料とすることを目的とする。

2. 調査対象

技能実習を修了した全ての技能実習生(平成30年度までは技能実習2号を修了した技能実習生)のうち、令和元年8月から11月までの間に帰国(予定を含む)した24,789人(中国、ベトナム、インドネシア、フィリピン及びタイ)。

3. 調査方法

- (1) 調査対象者の所属する監理団体及び企業単独型実習実施者に対し、対象人数分の母国語調査票とオンライン調査による回答方法の案内書を送付し、調査対象者への配付を依頼。
- (2) 調査対象者は帰国後に調査票に回答し、母国から外国人技能実習機構調査事務局に調査票を返送、または母国からオンラインにより回答。
- (3) 回答は無記名、多肢選択方式(一部自由記述欄あり)。

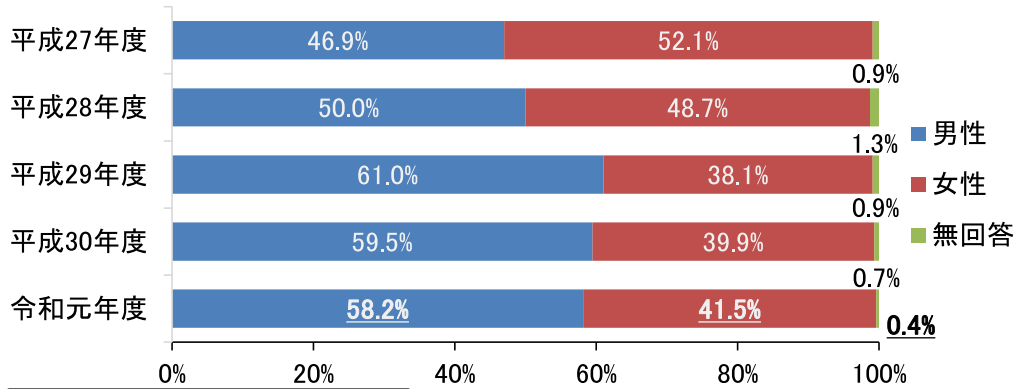
4. 有効回答数・回収率

調査対象数	有効回答数	回収率
24,789	7,096	28.6%

有効回答者の内訳

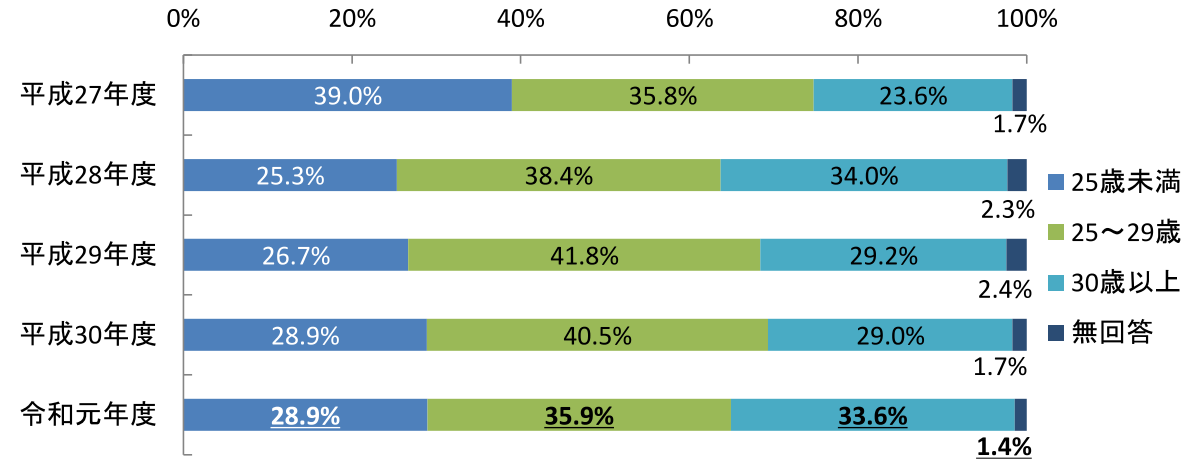
技能実習生の性別

「男性」が58.2%、「女性」が41.5%を占めている。



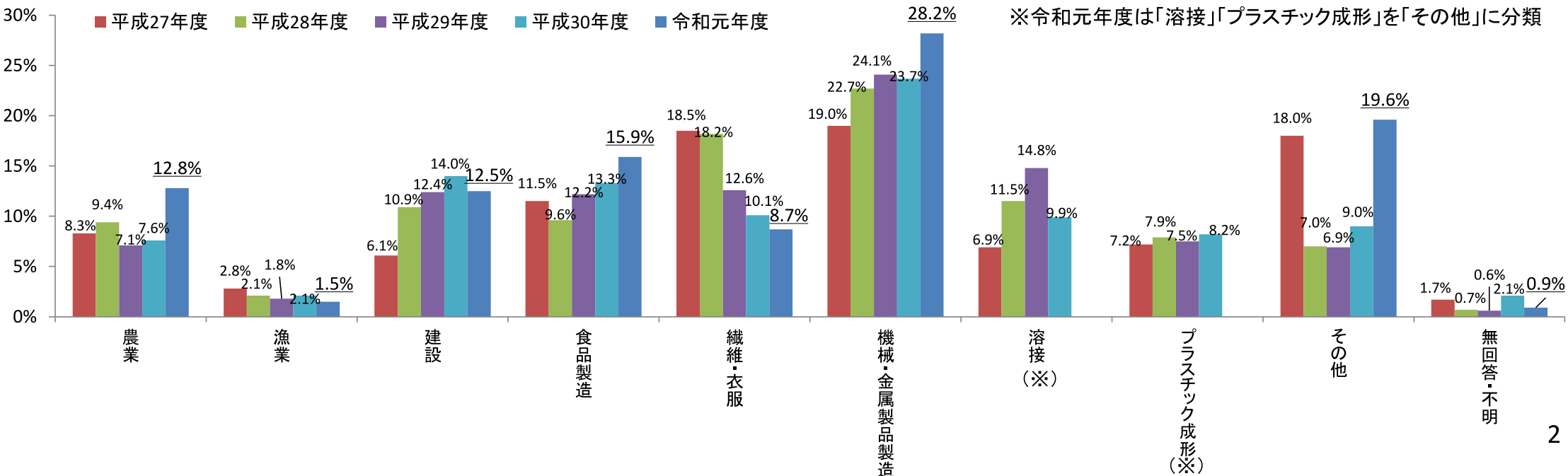
技能実習生の年齢

30歳未満が64.8%を占めている。



技能実習生の職種

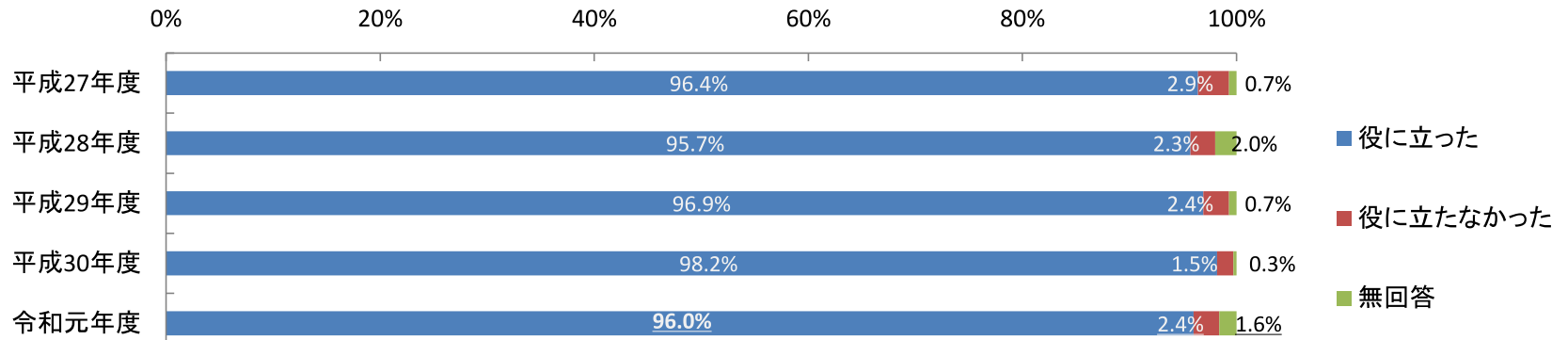
「機械・金属(28.2%)」、「その他(19.6%)」、「食品製造(15.9%)」の順で多くなっている。



技能実習の効果

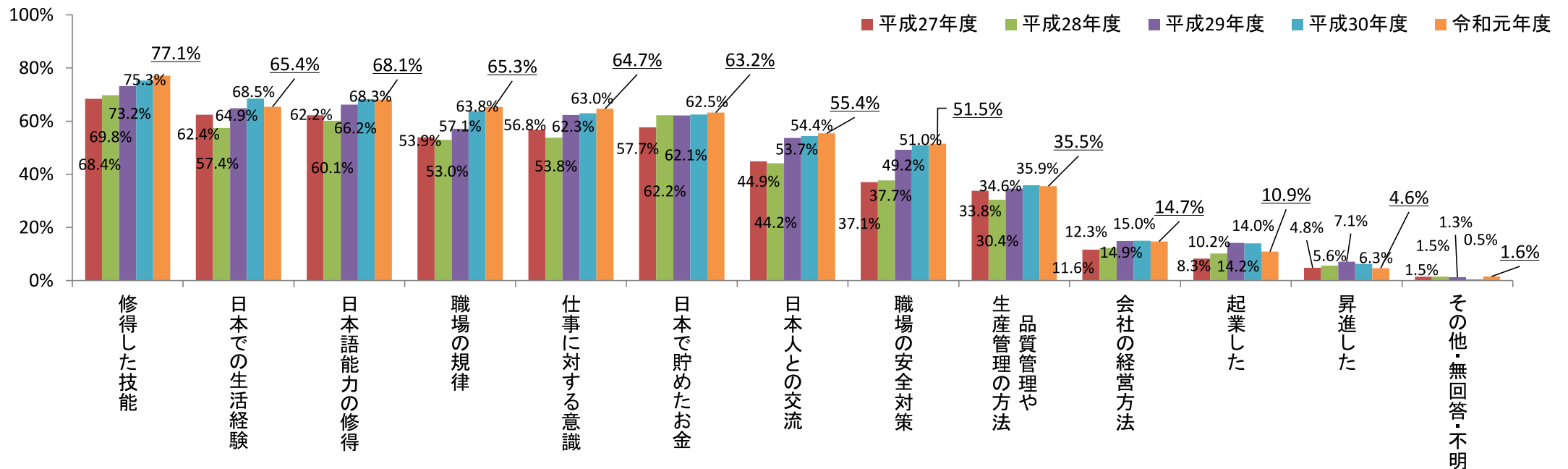
技能実習の効果

技能実習期間を通じて学んだことが「役に立った」と回答した人は96.0%となっている。



役に立った内容

役に立った具体的な内容は、「修得した技能」が77.1%と最も高く、「日本語能力の修得」が68.1%、「日本での生活経験」が65.4%と続く。



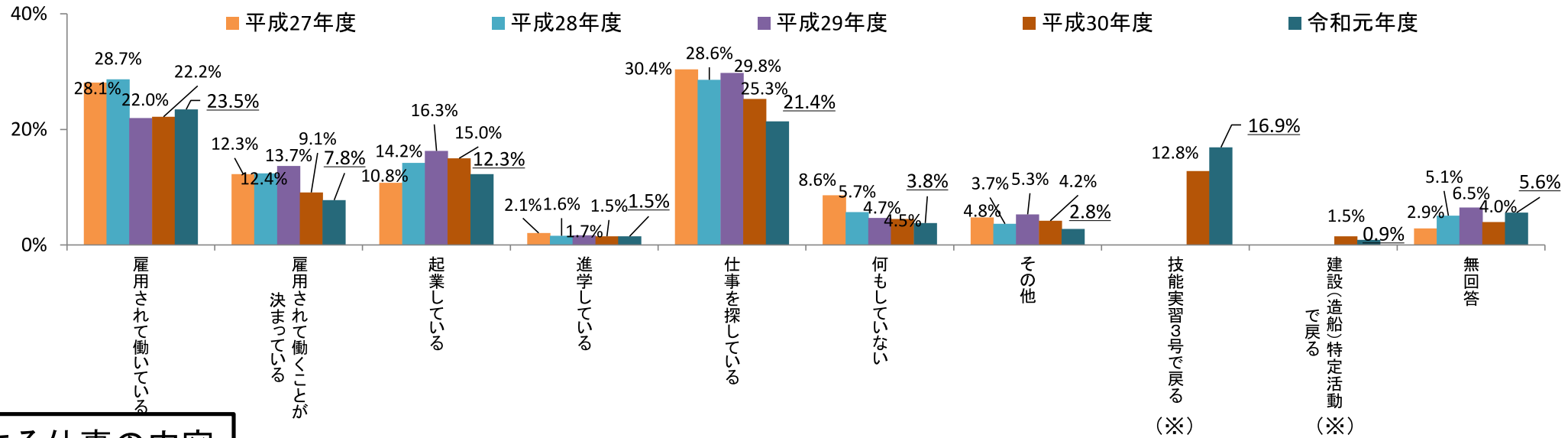
※ 複数回答可

帰国後の就職状況

帰国後の就職状況

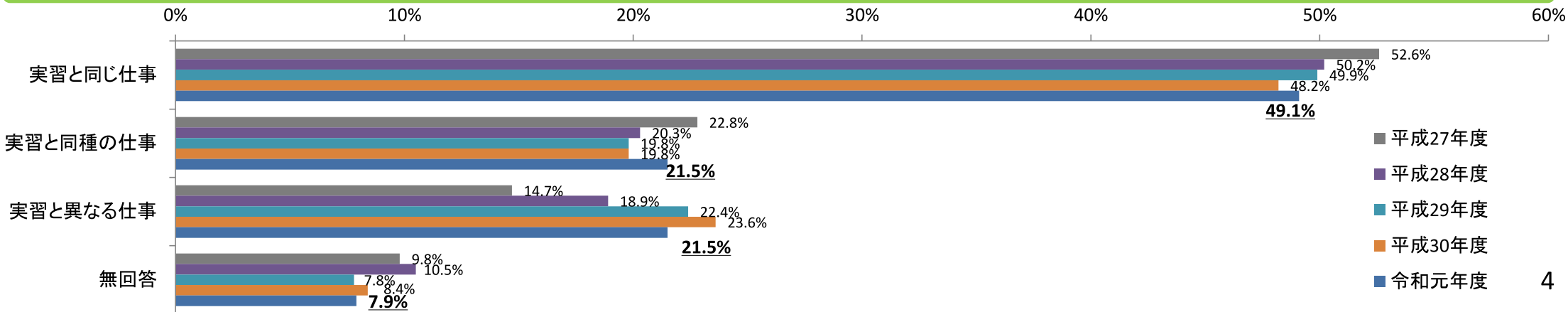
※「技能実習3号で戻る」及び「建設（造船）特定活動で戻る」は平成30年度から選択肢に追加。
建設（造船）特定活動とは、建設（造船）分野の外国人材受入れのための緊急かつ時限的措置に係る在留資格。

帰国後の就職状況について「雇用されて働いている（23.5%）」、「雇用されて働くことが決まっている（7.8%）」または「起業している（12.3%）」と回答した人は43.6%となっている。また、帰国後「仕事を探している」と回答した人は21.4%となっている。なお、職種別の状況はP9、国籍別の状況はP10、実習区分別はP11のとおりである。



従事する仕事の内容

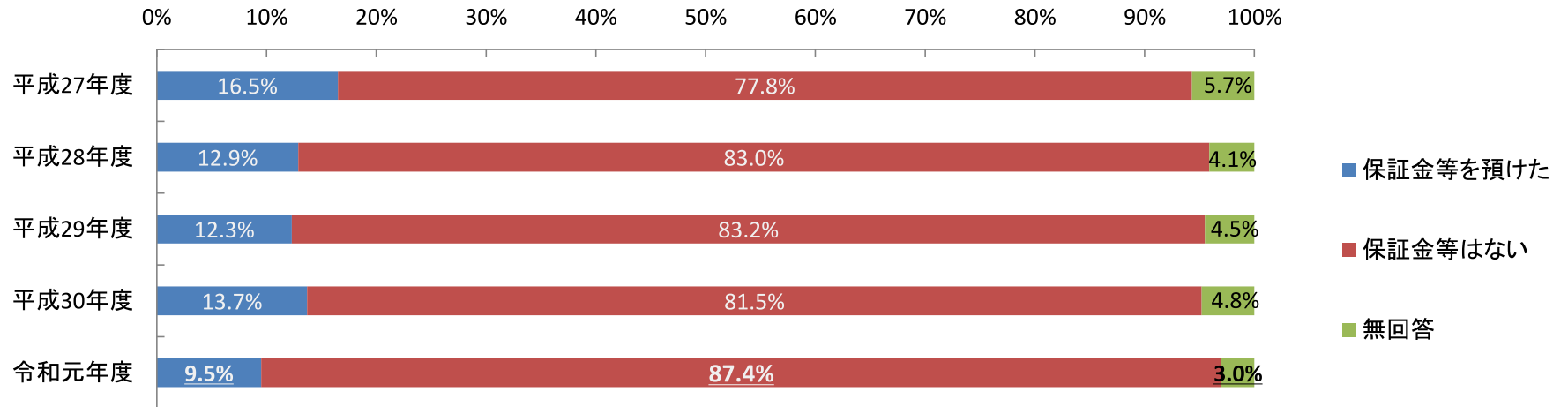
「雇用されて働いている」、「雇用されて働くことが決まっている」または「起業している」と回答した者のうち、従事する仕事の内容が「実習と同じ仕事（49.1%）」または「実習と同種の仕事（21.5%）」と回答した人は70.6%となっている。



保証金の有無等

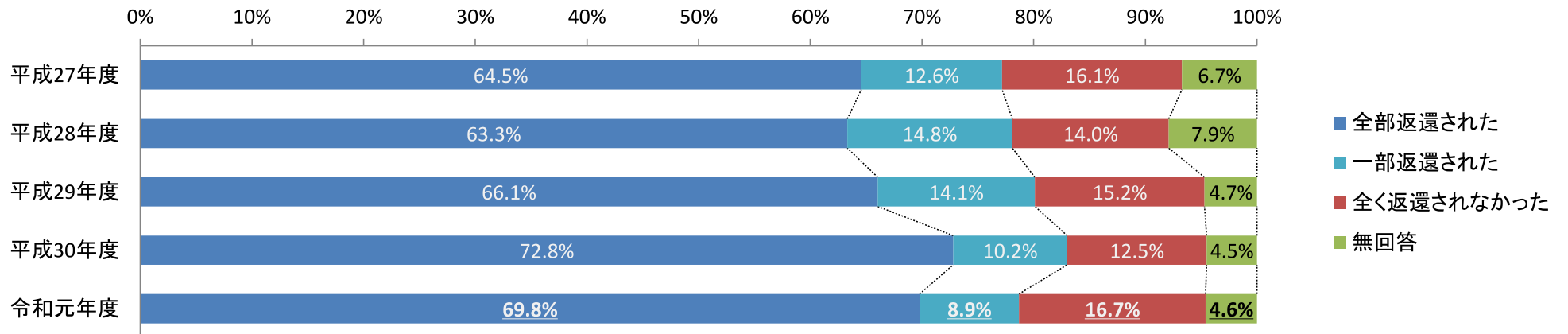
保証金等の有無

「保証金等はない」と回答した人は87.4%となっている。



保証金等の返還の有無

「保証金等を預けた」回答者に対し、返還状況について尋ねたところ、「全部返還された」と回答した人は69.8%となっている。



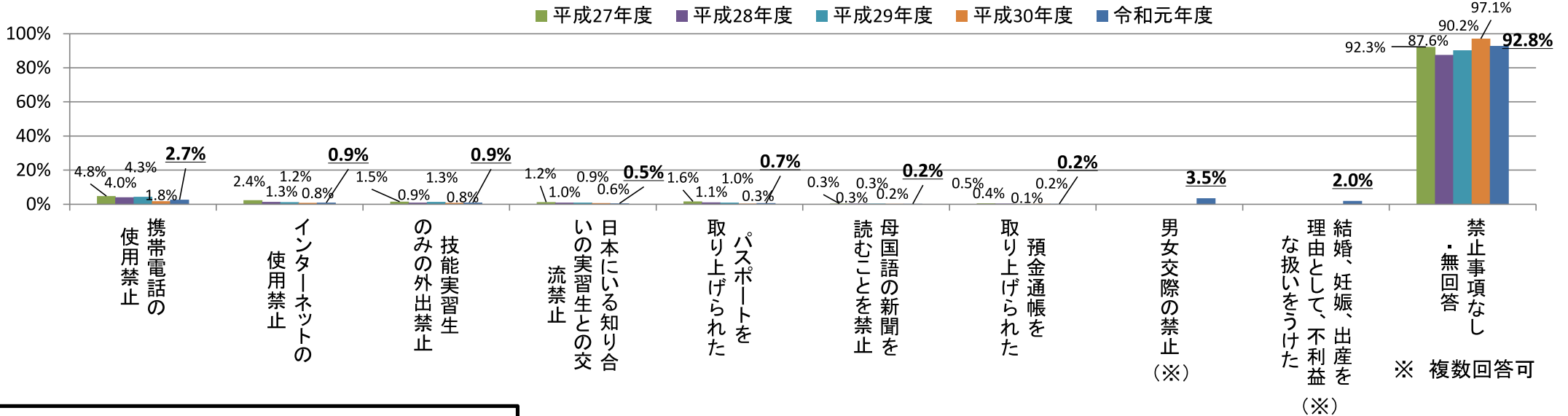
※保証金等とは、技能実習生本人または親族などから送出機関や監理団体に預ける金品、不動産などを指し、実習生本人が失踪した場合等にそれら機関に対する保障に充てられるもの。なお、日本への渡航費用などの工面のために行う借金のことではない。

在留中の問題の有無

実習期間（在留）中の禁止事項

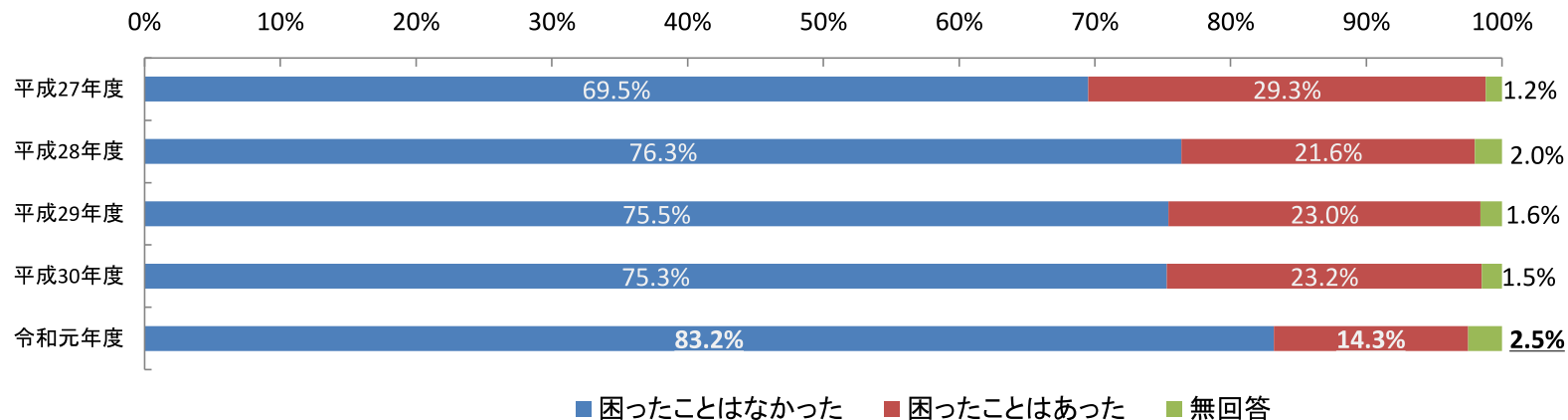
※「男女交際の禁止」及び「結婚、妊娠、出産を理由として、不利益な扱いをうけた」は令和元年度から選択肢に追加。

「禁止事項がなかった」との回答（無回答を含む）は92.8%となっている。禁止事項の内容は、「男女交際の禁止」が3.5%で最も多く、「携帯電話の使用禁止」が2.7%と続く。

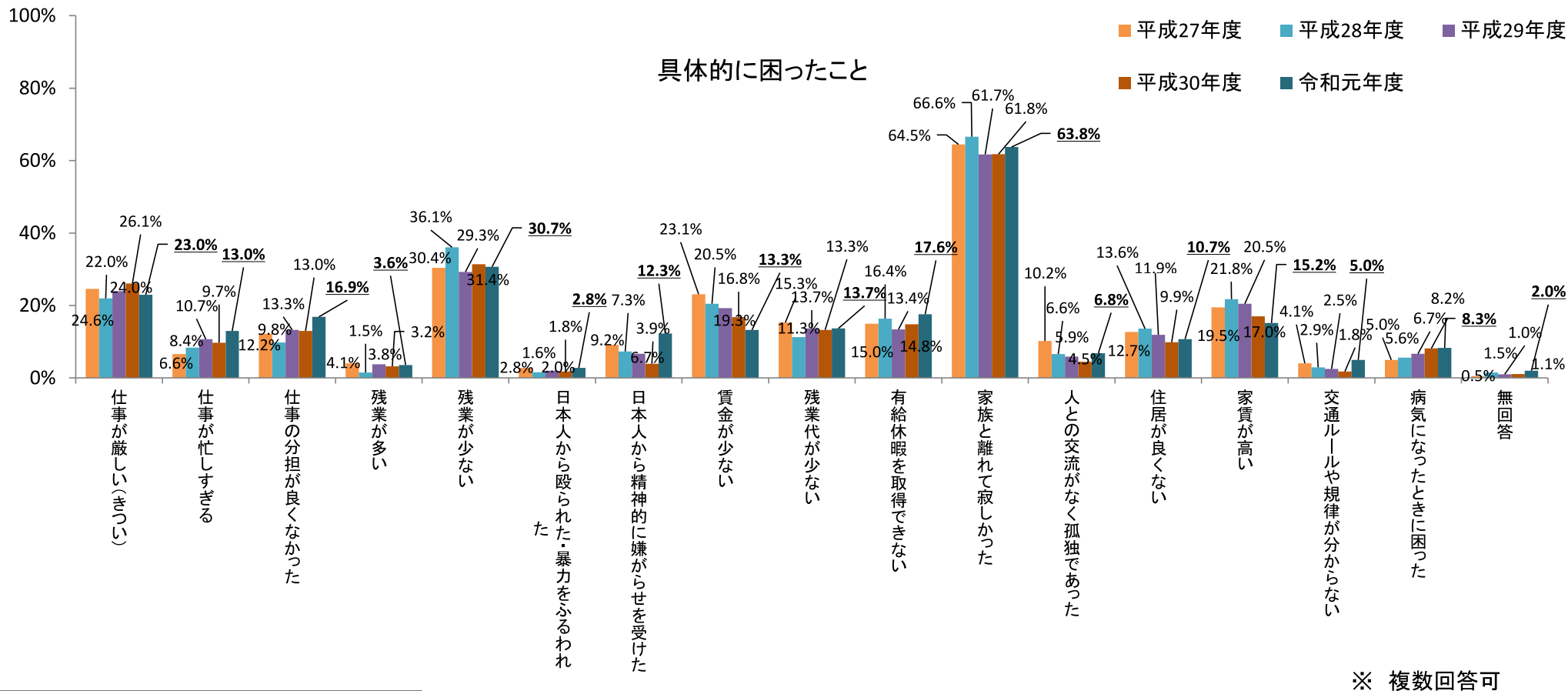


実習期間（在留）中に困ったこと

日本在留中にコミュニケーション以外で困ったことがあったかどうかを尋ねたところ、「困ったことはなかった」と回答した人は83.2%となっている。「困ったことはあった」と回答した人の具体的な内容は、「家族と離れて寂しかった」が63.8%で最も多い。



在留中の問題



自由記述欄(その他の意見)

有効回答した7,096人のうち、870人から意見があった。上記以外の意見の例は以下のとおり。

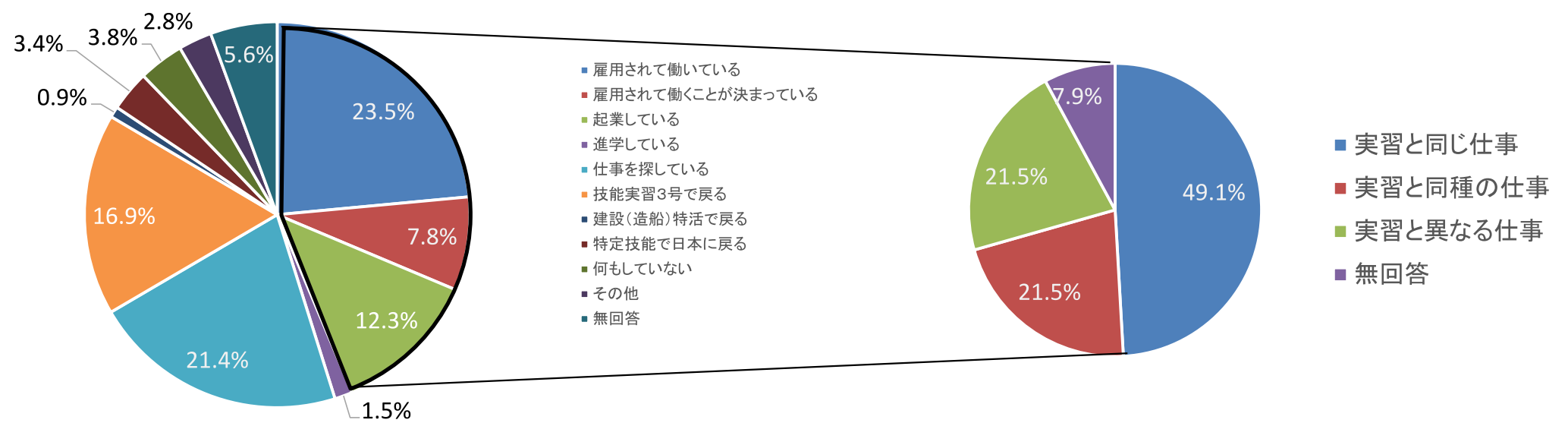
- ・日本に来てからも、日本語の勉強のサポートが続けば良いと思う。
- ・礼拝の時間について、もっと寛容に対応してほしい。
- ・問題が発生した時に気兼ねなく相談できるよう、女性の指導者・スタッフがいた方が良い。
- ・3号の試験は外国人にとって、とても難しい。
- ・最初は仕事のことも日本語も分からず、大変だったが、時間が経つにつれて、理解できるようになり、楽しむことができた。
- ・技能実習を経験して、日本語、日本の技能、規律等を沢山学ぶことができたことを嬉しく思う。
- ・外国人労働者だからという差別を感じたので、平等であるべきだと思う。
- ・帰国後に働く場所を推薦してほしい。

帰国後の就職状況(全体)

帰国後の就職状況

帰国後の就職状況について、「雇用されて働いている(23.5%)」「雇用されて働くことが決まっている(7.8%)」または「起業している(12.3%)」と回答した人は、43.6%となっている。

また、「雇用されて働いている」、「雇用されて働くことが決まっている」または「起業している」と回答した者のうち、従事する仕事の内容が「実習と同じ仕事(49.1%)」または「実習と同種の仕事(21.5%)」と回答した人が70.6%となっている。



	令和元年度 (平成30年度)	令和元年度 (平成30年度)
雇用されて働いている	23.5%	(22.2%)
雇用されて働くことが決まっている	7.8%	(9.1%)
起業している	12.3%	(15.0%)
上記3つの合計(※1)	43.6%	(46.2%)
進学している	1.5%	(1.5%)
仕事を探している	21.4%	(25.3%)
技能実習3号で戻る(※2)	16.9%	(12.8%)
建設(造船)特定活動で戻る(※2)	0.9%	(1.5%)
特定技能で日本に戻る	3.4%	2.3%
何もしていない	3.8%	(4.5%)
その他	2.8%	(4.2%)
無回答	5.6%	(4.0%)

	令和元年度 (平成30年度)	令和元年度 (平成30年度)
実習と同じ仕事	49.1%	(48.2%)
実習と同種の仕事	21.5%	(19.8%)
上記2つの合計(※1)	70.6%	(68.0%)
実習と異なる仕事	21.5%	(23.6%)
無回答	7.9%	(8.4%)

(※1) 四捨五入の関係で値が完全に一致しない場合がある。
 (※2) 「技能実習3号で戻る」及び「建設(造船)特定活動で戻る」は平成30年度から選択肢に追加。
 建設(造船)特定活動とは、建設(造船)分野の外国人材受入れのための緊急かつ時限的措置に係る在留資格。

帰国後の就職状況(職種別)

		農業	漁業	建設	食品製造	繊維・衣服	機械・金属	その他
帰国後の就職状況	雇用されて働いている	24.4%	32.1%	13.2%	16.6%	27.3%	27.2%	27.9%
	雇用されて働くことが決まっている	6.6%	4.6%	8.8%	6.7%	10.4%	8.0%	7.7%
	起業している	20.6%	17.4%	12.6%	10.0%	8.3%	11.4%	11.3%
	上記3つの合計(※)	51.6%	54.1%	34.6%	33.3%	46.0%	46.6%	46.9%
	進学している	0.4%	1.8%	0.9%	2.7%	0.5%	2.1%	1.4%
	仕事を探している	16.0%	17.4%	20.4%	17.6%	16.7%	26.0%	25.1%
	技能実習3号で戻る	9.0%	18.3%	27.3%	28.7%	20.0%	12.2%	11.7%
	建設(造船)特定活動で戻る	0.1%	0.0%	4.7%	0.0%	0.3%	0.8%	0.4%
	特定技能で日本に戻る	3.3%	3.7%	4.4%	5.2%	2.4%	2.8%	2.8%
	何もしていない	3.7%	2.8%	2.3%	5.1%	7.3%	3.1%	3.5%
	その他	2.1%	0.0%	1.8%	3.1%	3.4%	3.0%	3.1%
無回答	13.7%	1.8%	3.6%	4.3%	3.3%	3.4%	5.1%	
仕事の内容	実習と同じ仕事	43.9%	44.1%	45.9%	44.0%	67.8%	50.6%	47.8%
	実習と同種の仕事	22.8%	22.0%	19.9%	25.9%	16.3%	19.1%	24.0%
	上記2つの合計(※)	66.7%	66.1%	65.8%	69.9%	84.1%	69.7%	71.8%
	実習と異なる仕事	23.0%	16.9%	24.1%	22.9%	9.9%	23.5%	21.0%
	無回答	10.2%	16.9%	10.1%	7.2%	6.0%	6.8%	7.2%

(※) 四捨五入の関係で値が完全に一致しない場合がある。

帰国後の就職状況(国籍別)

		中国	ベトナム	インドネシア	フィリピン	タイ
帰国後の就職状況	雇用されて働いている	37.6%	11.2%	13.5%	31.1%	44.0%
	雇用されて働くことが決まっている	9.8%	5.2%	4.9%	14.5%	10.7%
	起業している	12.5%	10.3%	20.5%	7.9%	4.6%
	上記3つの合計(※)	59.9%	26.7%	38.9%	53.5%	59.3%
	進学している	0.4%	2.6%	1.4%	0.0%	3.1%
	仕事を探している	15.9%	22.7%	34.8%	12.9%	14.8%
	技能実習3号で戻る	7.0%	29.9%	11.6%	14.4%	10.5%
	建設(造船)特定活動で戻る(※2)	0.1%	1.5%	0.4%	2.9%	0.0%
	特定技能で日本に戻る	0.9%	5.7%	3.1%	4.6%	2.0%
	何もしていない	6.1%	2.6%	1.2%	4.4%	7.0%
	その他	2.9%	3.0%	3.1%	1.9%	0.9%
	無回答	6.8%	5.2%	5.5%	5.4%	2.6%
仕事の内容	実習と同じ仕事	54.4%	44.8%	28.9%	51.7%	69.5%
	実習と同種の仕事	23.2%	22.5%	22.2%	17.1%	16.5%
	上記2つの合計(※)	77.6%	67.3%	51.1%	68.8%	86.0%
	実習と異なる仕事	15.3%	23.8%	37.8%	22.7%	11.4%
	無回答	7.0%	8.8%	11.2%	8.5%	2.6%

(※) 四捨五入の関係で値が完全に一致しない場合がある。

帰国後の就職状況(実習区分別)

		1号	2号	3号
帰国後の就職状況	雇用されて働いている	36.3%	19.0%	25.5%
	雇用されて働くことが決まっている	6.1%	8.3%	8.5%
	起業している	13.5%	11.1%	12.8%
	上記3つの合計(※)	55.9%	38.4%	46.8%
	進学している	1.1%	1.6%	2.3%
	仕事を探している	16.6%	23.9%	16.0%
	技能実習3号で戻る	7.7%	20.3%	18.9%
	建設(造船)特定活動で戻る(※2)	1.5%	0.8%	0.6%
	特定技能で日本に戻る	4.0%	3.0%	5.7%
	何もしていない	2.4%	4.4%	3.5%
	その他	1.9%	3.1%	2.6%
	無回答	9.1%	4.3%	3.6%
仕事の内容	実習と同じ仕事	52.1%	50.9%	33.2%
	実習と同種の仕事	19.7%	20.7%	34.8%
	上記2つの合計(※)	71.8%	71.6%	68.0%
	実習と異なる仕事	20.1%	21.4%	25.8%
	無回答	8.1%	7.0%	6.1%

(※) 四捨五入の関係で値が完全に一致しない場合がある。

OTIT 外国人技能実習機構

Organization for Technical Intern Training

技能実習制度による人材育成を通じた
国際協力を推進します

[制度のあらまし](#)[監理団体の皆様へ](#)[実習実施者の皆様へ](#)[ぎのうじっしゅうせい
のみなさまへ
技能実習生の皆様へ](#)[外国人技能実習
機構について](#)[お問い合わせ先の
ご案内](#)

[HOME](#) > [調査・統計](#) > [統計](#) > [令和元年度](#)

令和元年度

[調査・統計](#)[調査](#)[統計](#)[令和元年度](#)[概要](#)[令和元年度業務統計](#)[Summary](#)[FY2019 Statistics](#)

法人番号 5010405015455

認可法人 外国人技能実習機構

本部 〒108-0022 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-x3階

※電話番号については、所在地・連絡先のページをご覧ください。

技能実習生・実習実施者・監理団体の皆様へ

日本語教育アプリ

「げんばのにほんご」

をご活用ください



日本語教育アプリ「げんばのにほんご」は、技能実習生が、入国前講習、入国後講習、実習期間中等のスキマ時間を利用して日本語学習ができる、スマートフォン向けのアプリです。



※活用イメージ

- 本アプリは、技能実習生の適切な技能習得に必要な日本語の学習を目的として、外国人技能実習機構が開発したものです。インストール及び利用は**無料**です。 ※インターネット接続によるデータ通信を必要とします。その際の通信料は利用者負担となります。
- 英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、タイ語、タガログ語及びミャンマー語の8言語に対応しています。
- 令和3年4月現在、本アプリの対象職種は「**機械・金属関係職種**」及び「**食品製造関係職種**」の2職種です。

▶ iPhoneをお使いの方はこちら



▶ Androidをお使いの方はこちら



アプリに関するお問い合わせ先 ▶ contact@genbanonihongo.com

(R3.4 外国人技能実習機構)

無料

「技能実習生手帳」がアプリになります。

～技能実習生のみなさまへ～

外国人技能実習機構（OTIT）では、入国時に配布している技能実習生手帳をアプリ化し、実習生の皆さんが、いつでも、どこでも、技能実習や生活に関する情報を見られるようにしました。

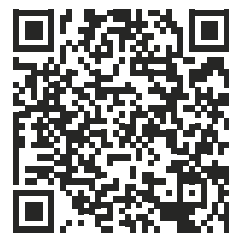
技能実習生の皆さんが日本で充実した実習生活を過ごせるよう最新の技能実習関連法令や日常生活で知っておきたい情報や災害情報のほか、違反等に対する通報・申告に関する手続き、技能実習で困った時に相談できる窓口など、必要な情報が入手できる便利なアプリです。



アプリの特徴

- ・アプリは**無料**
- ・**9カ国語**に対応（ベトナム語、中国語、フィリピン語、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、モンゴル語、カンボジア語及び英語）
- ・最新の技能実習生手帳が、**いつでも**見られます。
- ・**災害情報**や**関係機関の情報**がいつでも調べられます。
- ・機構から、重要な**お知らせ**をお届けします。
- ・困った時は、**母国語**で相談できます。

QRコードを読み取ってテスト版アプリをダウンロード！
（AppleID 又は Google アカウントの事前登録が必要です。）



お問合せ先

外国人技能実習機構（OTIT）技能実習部援助課 TEL03-6712-1974

外国人技能実習機構

令和3年4月21日（水）

報道関係者 各位

【照会先】

外国人技能実習機構

技能実習部援助課

課長 植村 浩明

(直通番号) 03-6712-1974

技能実習SOS・緊急相談専用窓口を開設しました

新型コロナウイルス感染症の雇用への影響等により、技能実習生からの相談件数が増加する中、技能実習生の一層の保護を図る観点から、暴行、脅迫、その他人権を侵害する行為などの緊急案件を迅速に把握し、技能実習生の一時保護や実習実施先に対する臨時検査を一体的に行うことにより、技能実習生が安全・安心に技能の習得等を行うことができるよう支援します。詳細は下記のとおりです。

記

1 概要

外国人技能実習機構の「母国語相談ホットライン」に、暴行や脅迫等の緊急案件に関する専用相談窓口として「技能実習SOS・緊急相談専用窓口」を4月21日（水）に開設しました。

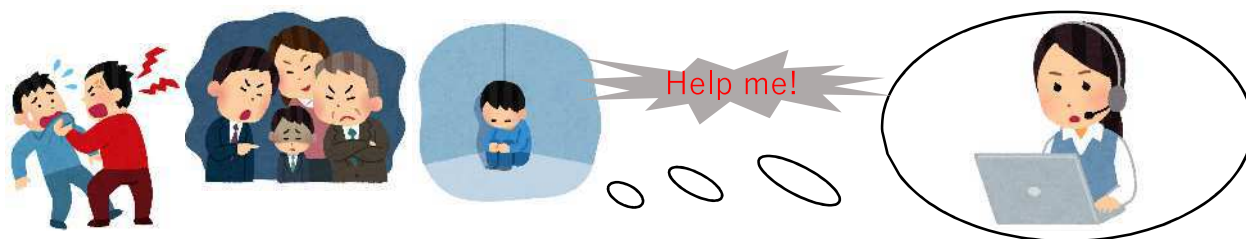
2 相談対応体制

- 電話やメールで受け付けた緊急案件について、外国人技能実習機構本部内に、実習実施先等に対する実地検査を行う指導課と、技能実習生に対して一時保護や実習先変更支援を行う援助課の職員からなる「SOS対応チーム」を設置して、情報を共有・分析、緊急性の判断を行い、迅速に対応します。
- 同チームが技能実習生の宿泊先確保や実習実施先に対する臨時検査の実施など対応方針を決定し、地方事務所・支所に対して一元的に指示を行います。
- 技能実習生がより相談しやすくなるよう、言語ごとの相談対応日を拡充しました。
(注) 連絡先・対応言語は、国によって異なります。(別紙参照)

<緊急案件として想定される事例>

殴られている、強制的に帰国させられる、事業主からセクハラを受けている、病気で動けないのに病院に連れて行ってもらえない 等

技能実習SOS・緊急相談専用窓口



技能実習生の皆さん「殴られている」「強制的に帰国させられる」「事業主からセクハラを受けている」など、悩んだり、困っていませんか？

外国人技能実習機構（OTIT）では、そのような技能実習生の皆さんを母国語でサポートします。

悩みや困りごとを迅速に解決するために、ぜひお気軽に相談してください。

実習生の皆さんは各言語の**フリーダイヤル**へコール
アナウンスのあと**1**番をプッシュ！



電話以外の相談はこちら(<https://www.otit.go.jp>)のサイトを見てください。

ベトナム語(Tiếng Việt) 0120-250-168 月～金 11:00～19:00 土 9:00～17:00	中国語(中文) 0120-250-169 月・水・金 11:00～19:00 土 9:00～17:00	インドネシア語(Bahasa Indonesia) 0120-250-192 火・木 11:00～19:00
フィリピン語(Wikang Pilipino) 0120-250-197 火・木 11:00～19:00 土 9:00～17:00	英語(English) 0120-250-147 火・木 11:00～19:00 土 9:00～17:00	タイ語(ภาษาไทย) 0120-250-198 木 11:00～19:00 日 9:00～17:00
カンボジア語(ភាសាខ្មែរ) 0120-250-366 木 11:00～19:00	ミャンマー語(မြန်မာဘာသာ) 0120-250-302 火 11:00～19:00	 メールでの 相談は、 QRコードから 24時間受付

実習場所で法令違反が生じているなど、技能実習制度や技能実習生に関する通報・情報提供は、外国人技能実習機構の公益通報窓口(https://www.otit.go.jp/koueki_tsuhou)からご連絡ください。

OTIT 外国人技能実習機構 (Organization for Technical Intern Training)

技能実習法に係る 中部地区地域協議会資料

令和3年6月

東海農政局 経営・事業支援部 経営支援課

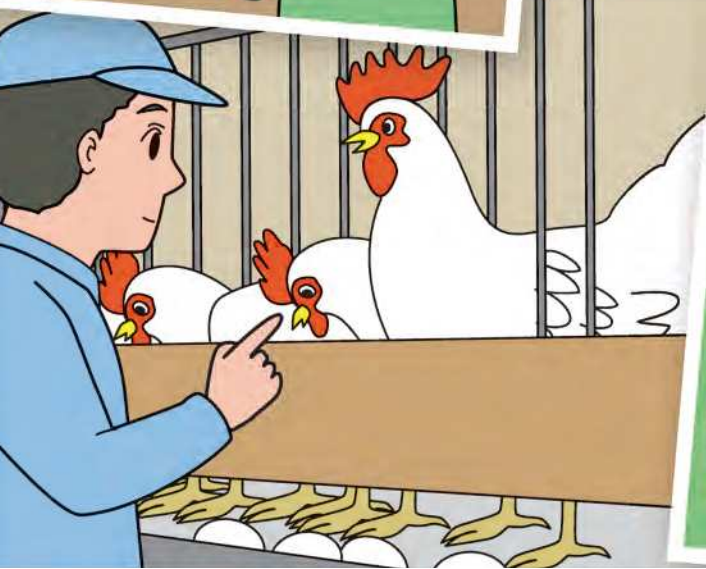
資料（パンフレット）農業分野における外国人技能実習制度の概要（2021年）



農業分野における
**外国人
技能実習制度**
の概要

2021年

一般社団法人 全国農業会議所



- わが国における外国人の研修・技能実習制度は、1960年代後半頃から海外の現地法人などの社員教育として、企業による外国人研修生の受入が始まりました。
- 1990年（平成2年）に研修制度が改正され、1993年（平成5年）には、外国人研修生が研修終了後、雇用関係の下で、より実践的な技能等の修得・習熟を可能とする「外国人技能実習制度」が創設されました（農業は平成12年）。
- その後、外国人の研修・技能実習生が実質的に低賃金労働者として扱われるなどの不適正事例なども発生したので、制度の適正化をはかるための見直しが行われ、2009年（平成21年）7月に「出入国管理及び難民認定法（入管法）」を一部改正し、在留資格「技能実習」の創設など、旧制度が2010年（平成22年）7月1日から施行されました。
- しかし、外国人技能実習生に対する不正行為は依然発生し、一方で受入側から実習期間の延長などの要望があり、国は技能実習制度の抜本的な見直しを行い、2016年（平成28年）11月、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」が成立し、2017年（平成29年）11月1日から、現行の技能実習制度が施行されています。
- 2019年（令和元年）4月1日からは、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく、「特定技能」が創設されました。

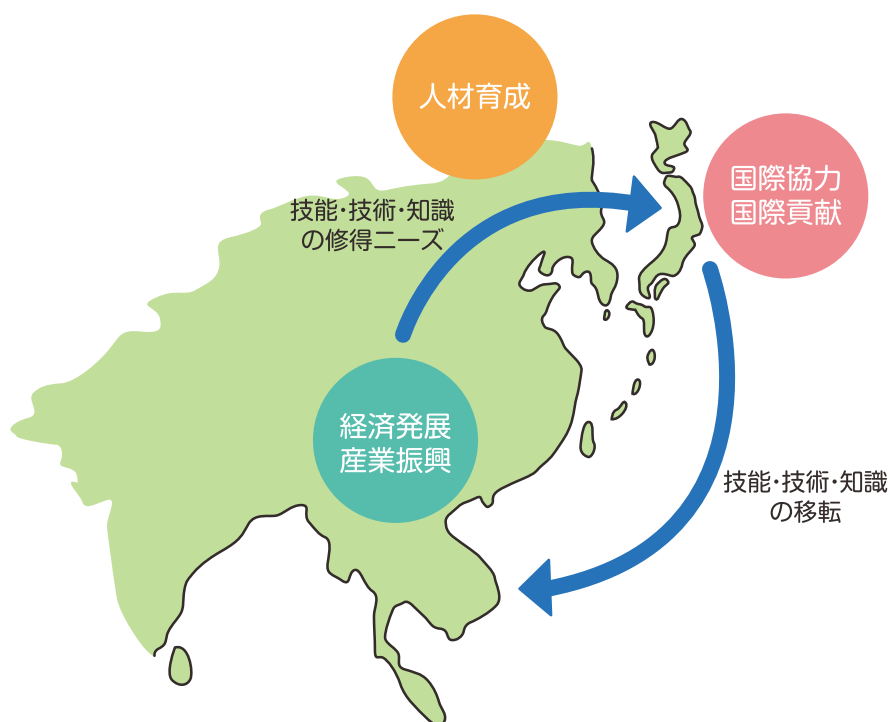
目次

I 外国人技能実習制度の趣旨・概要	3
II 外国人技能実習制度の仕組み	4
1. 制度見直しのポイント	4
2. 技能実習法に基づく制度のタイプと流れ	4
3. 技能実習の区分と在留資格	6
4. 技能実習生の受入れ	7
5. 技能実習生の活動	9
6. 監理団体と実習実施者（受入農業者・農業法人）の役割	9
III 外国人技能実習生の受入手順	12
1. 技能実習生の受入れに必要な手続の流れ	12
2. 技能実習生の募集・選抜・雇用契約締結等	12
3. 技能実習生の要件・在留手続	13
4. 技能実習計画の作成と認定及び履行・確認	14
5. 「技能実習計画」の作成にあたって	15
6. 技能実習制度でできるようになったこと（2017年9月～）	16
7. 労働関係法令等の遵守	16
8. 技能実習生の保護と罰則規定	18
IV 外国人技能実習生受入れ実態調査における優良事例等	20
V 新たな外国人材受入れ制度（特定技能）	21
VI 農業技能実習評価試験（初級、専門級、上級）の概要	22

I

外国人技能実習制度の趣旨・概要

- 開発途上国等には、経済発展・産業振興の担い手となる人材を育成するために、先進国の進んだ技能・技術・知識（以下、「技能等」）を修得させようとするニーズがあります。
- わが国では、このニーズに応えるため、諸外国の青壮年労働者を一定期間産業界に受け入れて、各産業の技能等を修得してもらう「外国人技能実習制度」があります。
- この制度は、外国人技能実習生への技能等の移転を図り、その国の経済発展を担う人材育成を目的としたもので、わが国の国際協力・国際貢献の重要な一翼を担っています。
- 農業分野においても全国の農業生産現場で多くの技能実習生を受け入れており、耕種農業や畜産農業の技能実習が行われています。
- 「技能実習法」が制定され、制度の趣旨は一層明確化されました。また、「外国人技能実習機構」を創設し、制度の適正化と技能実習生の保護のため、制度全般の監督・指導を行っています。
- 技能実習法の目的は技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護であり、人材育成を通じた国際協力です。また、技能実習は労働力の需給の調整手段として行ってはなりません。
- 技能実習期間は最長5年とされ、外国人技能実習機構から認定を受けた技能実習計画に基づいて、技能等の修得・習熟・熟達を図られます。



II

外国人技能実習制度の仕組み

1 制度見直しのポイント

制度見直しのポイントは、外国人技能実習の適正な実施と技能実習生の保護です。

技能実習法において、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、また、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構が認可法人として新設されました。併せて、技能実習生の保護強化が行われ、技能実習生に対する人権侵害行為等には、禁止規定と罰則規定を設けるとともに、技能実習生保護に関する措置を講じています。

2 技能実習法に基づく制度のタイプと流れ

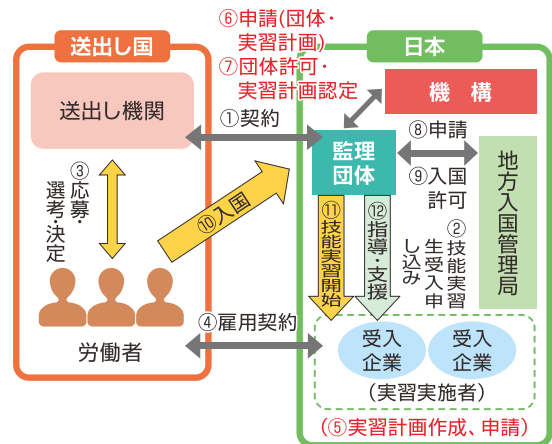
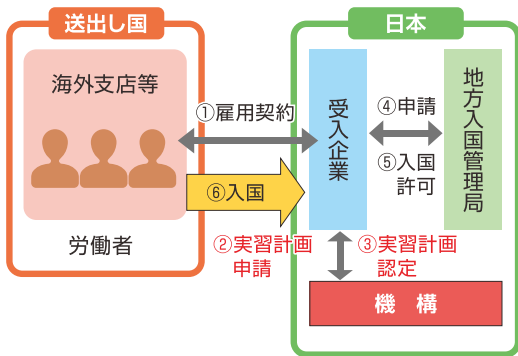
技能実習制度の受入機関別のタイプ

※新制度の内容は赤字

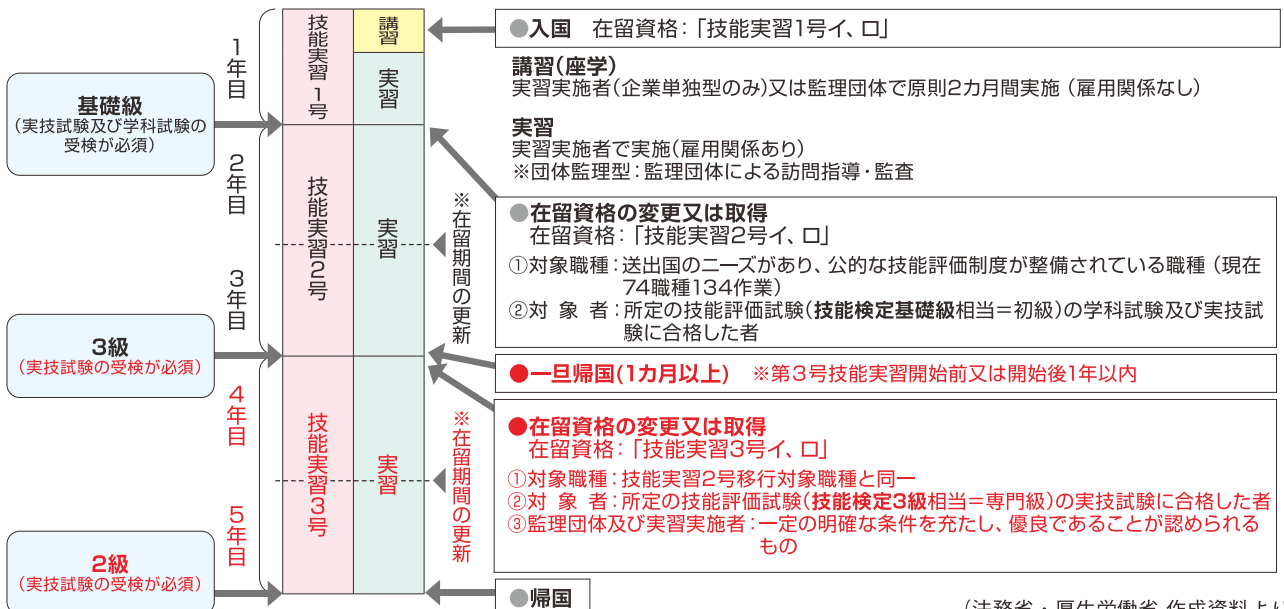
企業単独型 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施

団体監理型 非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

※機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可



技能実習の流れ



(法務省・厚生労働省 作成資料より)

技能実習2号・3号への「移行対象職種・作業」(農業)

① 移行対象職種・作業(2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業	「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」
畜産農業	「養豚」「養鶏」「酪農」

② 対象となる作物・生産物

■ 耕種農業で生産される作物例(ただし、施設園芸の場合は温室やビニルハウス等の施設を利用し、畑作・野菜の場合は畑(露地)で栽培する作物であること)

① 穀物〔米(水稻、陸稻)を除く〕

- 1) 麦類
- 2) 豆類……ダイズ、ソラマメ、インゲンマメ、アズキ、ササゲ、ラッカセイ、エンドウ、リョクトウ、その他の豆類

3) イモ類…サツマイモ、パレイショ、サトイモ、ヤマノイモ、その他のイモ類

4) その他…アワ、ヒエ、キビ、ソバ、トウモロコシ、モロコシ、雑穀類

② 工芸作物

- 1) 繊維・紙・敷料…ワタ、アサ、アマ、コウゾ、ミツマタ、イグサ、その他の繊維・紙・敷料
- 2) 油料………ナタネ、ゴマ、その他の油料
- 3) 嗜好料………タバコ、茶、ホップ、その他の嗜好料
- 4) その他………サトウキビ、テンサイ、コンニャク、クズ、ハッカ、その他の工芸作物

③ 野菜

1) 果菜類……キュウリ、メロン、マクワウリ、シロウリ、スイカ、カボチャ、トウガン、ユウガオ、ヘチマ、レイシ、ハヤトウリ、トマト、トウガラシ、ピーマン、ナス、イチゴ、オクラ、その他の果菜類

2) 葉茎菜類…ハクサイ、キャベツ、ハナヤサイ、ブロッコリー、メキャベツ、ネギ、タマネギ、アサツキ、ラッキョウ、ニンニク、ニラ、セルリー、パセリー、ハマボウフウ、レタス、ウド、ミョウガ、シソ、ミツバ、セリ、シュンギク、フキ、シヨクヨウギク、ハウレンソウ、アスパラガス、ジュンサイ、タケノコ、タカナ、その他の葉茎菜類

3) 根菜類……ダイコン、ニンジン、カブ、テーブルビート、ゴボウ、ゴボウアザミ、ショウガ、ハス、クワイ、ワサビ、オニユリ、ヤマユリ、その他の根菜類

4) 施設で栽培されたキノコ類

④ 果樹(木本性植物の果実及び苗木)

ミカン類、リンゴ、ブドウ、カキ、ナシ、モモ、クリ、クルミ、その他の果樹

⑤ 草花

1) 切り花…1・2年草(ストック、キンギョソウ等)、宿根草(キク、カーネーション等)、球根類(フリージア、チューリップ等、花木(バラ、ユキヤナギ等)

2) 鉢物(盆栽を除く)……鉢花(シクラメン、ペゴニア等)、観葉植物(ゴムノキ、ドラセナ等)、洋ラン類(カトレア、ハンビジウム等)

3) 芝

⑥ 他に分類されない作物 飼肥料作物、採種用作物

■ 畜産農業(養豚、養鶏、酪農)で生産される生産物例

① 養豚

種豚、肉豚(3カ月齢以上)、子豚

② 養鶏

採卵鶏、鶏卵

③ 酪農作業

1) 種牛(18カ月齢以上)

2) 乳用牛 雌成牛(18カ月齢以上)、雄子牛(18カ月齢未満)、雌子牛(18カ月齢未満)

3) 生乳

施設園芸……温室やビニルハウス等の施設を利用して行う園芸作物の栽培作業

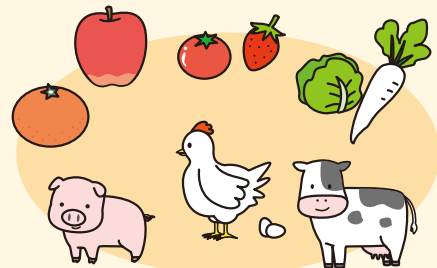
畑作・野菜……畑(露地)で行う作物を組み合わせた周年栽培作業

果 樹……果樹園(温室等の施設利用を含む)を利用して行う果樹(その果実が食用に供される永年作物)の周年栽培作業

養 豚……豚を家畜として飼養する作業(繁殖作業、育成作業、肥育作業を含む)

養 鶏……採卵鶏(うずら、アヒル等は除く)の飼養及び採卵作業

酪 農……乳牛(将来の搾乳を目的とする子牛を含む)の飼養及び牛乳の生産作業



3

技能実習の区分と在留資格

技能実習の区分は、企業単独型と団体監理型の受入れ方式ごとに、入国後1年目の技能等を修得する活動（第1号技能実習）、2・3年目の技能等に習熟するための活動（第2号技能実習）、4・5年目の技能等に熟達する活動（第3号技能実習）に分けられます。

第1号技能実習から第2号技能実習へ、第2号技能実習から第3号技能実習へそれぞれ移行するためには、技能実習生本人が所定の技能実習評価試験（2号への移行の場合は学科と実技、3号への移行の場合は実技）に合格していることが必要です。

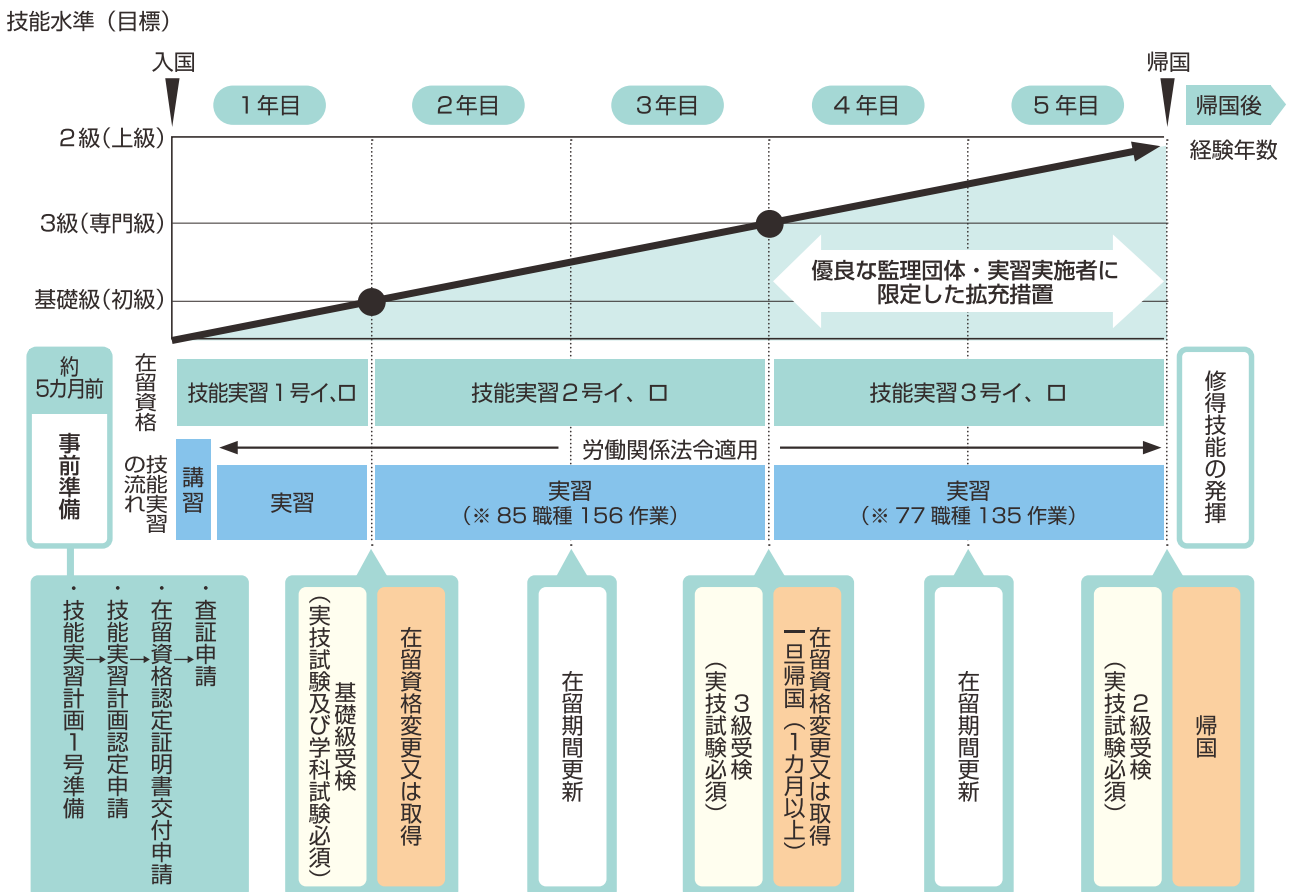
※第1号技能実習から第2号技能実習への移行が可能な職種・作業（移行対象職種）は主務省令で定められており、2021年3月現在85職種156作業となっています。

※第3号技能実習を実施できるのは、主務省令で定められた基準に適合していると認められた、優良な監理団体・実習実施者に限られます。

技能実習の区分と在留資格

	企業単独型	団体監理型
入国1年目（技能等を修得）	在留資格「技能実習1号イ」	在留資格「技能実習1号ロ」
入国2・3年目（技能等に習熟）	在留資格「技能実習2号イ」	在留資格「技能実習2号ロ」
入国4・5年目（技能等に熟達）	在留資格「技能実習3号イ」	在留資格「技能実習3号ロ」

技能実習生の入国から帰国までの流れ



※2021年3月現在の職種・作業数

4 技能実習生の受入れ

(1) 監理団体の許可制

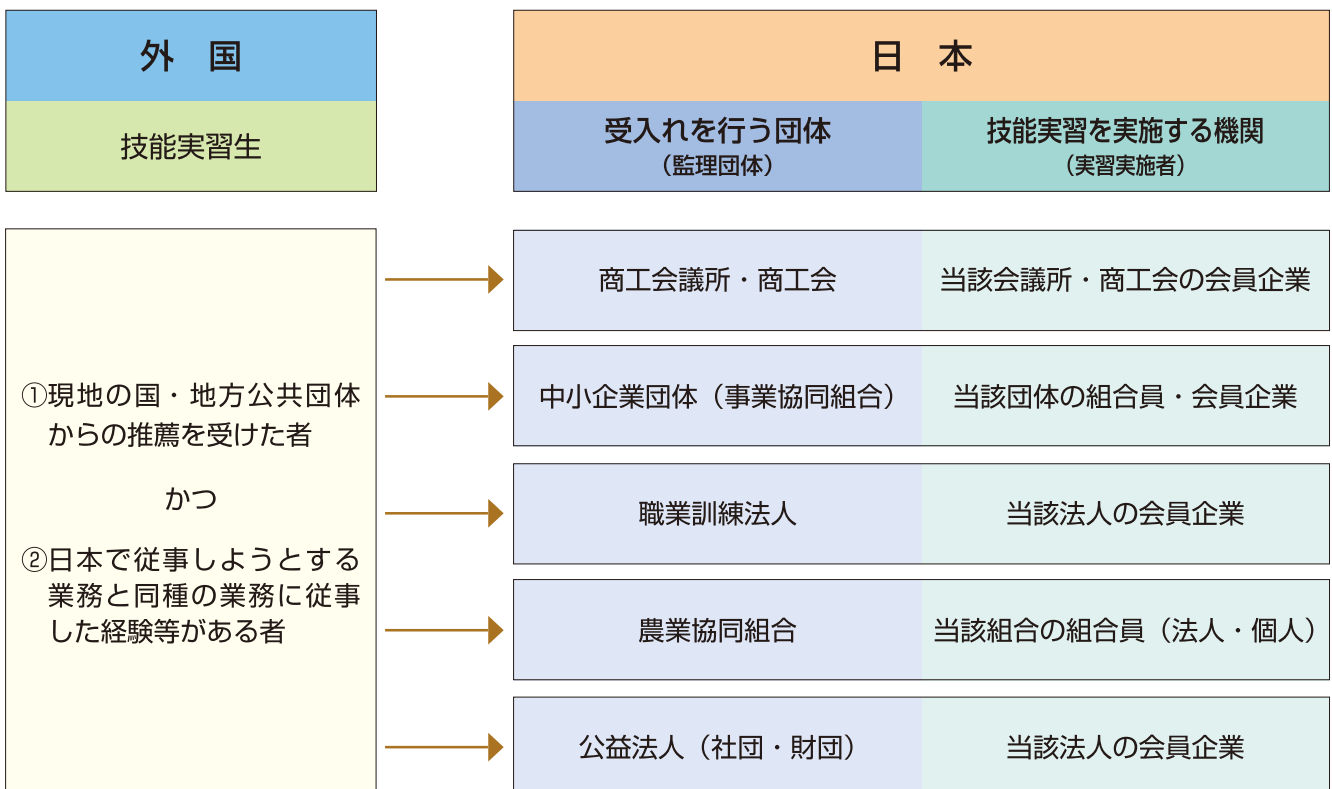
技能実習生の受入れは、受入機関の別により、「企業単独型」と「団体監理型」の2つのタイプがありますが、農業分野においては「団体監理型」による受入れとなります。

「監理団体」（農業協同組合や事業協同組合など）が受入れ、傘下の「実習実施者」（組合員・会員）で、技能実習を実施します（農業者や農業法人が直接受け入れることはできません）。

現行制度では、監理団体は許可制となり、主務大臣の許可を受けて監理事業を行うこととなりました。

監理団体の許可	<p>監理団体の許可には、「一般監理事業」（技能実習1号・同2号・同3号の受入れが可能）と「特定監理事業」（技能実習1号・2号の受入れに限定）の2つの区分があります。許可後も仮に違反があった場合は、改善命令や業務停止命令、許可の取消しの対象となります。監理団体の許可が取り消されると実習監理が継続できなくなり、許可の取消しの日から5年間は新たな監理団体の許可が受けられなくなります。</p>
---------	---

(2) 技能実習生の受入れパターン（団体監理型）



(3) 技能実習生の受入人数枠

① 基本人数枠

会員企業（組合員）の常勤職員数	受入可能な人数枠
301人以上	常勤職員数の20分の1
201人以上 300人以下	15人
101人以上 200人以下	10人
51人以上 100人以下	6人
41人以上 50人以下	5人
31人以上 40人以下	4人
30人以下	3人

ただし、常勤職員に技能実習生（1号、2号、3号）は含まない。また1号実習生は常勤職員の総数、2号実習生は常勤職員数の総数の2倍、3号実習生は常勤職員数の総数の3倍を超えることはできません。

② 団体監理型の人数枠

第1号 (1年間)	第2号 (2年間)	優良な実習実施者・監理団体の場合		
		第1号（1年間）	第2号（2年間）	第3号（2年間）
基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍

③ 農業における常勤職員数の取扱い

農業における常勤の職員については、申請者である農家が個人事業主である場合にあっては、確定申告をした前年分の収支内訳書（農業所得用）のうち「事業専従者の氏名等」欄に氏名の記載があるかなどを確認するほか、当該専従者の就労状況について具体的な説明を求めた上で、外国人技能実習機構が常勤の職員として認めることが適当か否か判断することとなります。

5 技能実習生の活動 ……技能実習法及び労働関係法令等の保護の下に実習

(1) 技能実習生の在留資格 ……「技能実習」

「農業の外国人技能実習生」（以下、「技能実習生」）の活動は、①入国後 1 年目の技能等を修得する活動、② 2・3 年目の修得した技能等に習熟するための活動、③ 4・5 年目の習熟した技能等に熟達するための活動に分けられ、対応する在留資格は、それぞれ①「技能実習 1 号口」、②「技能実習 2 号口」、③「技能実習 3 号口」となります。

(2) 技能実習生の保護

「監理団体」の実習監理の下、「実習実施者（受入農業者・農業法人）」と技能実習生との雇用契約に基づいて、1 年目から技能実習法や労働関係法令の保護の下に技能実習が行われます（日本人労働者と異なり、労働基準法の一部適用除外はありません）。

(3) 技能実習 2 号・技能実習 3 号への移行 ……「在留資格の変更」

技能実習生は、技能実習 1 号や技能実習 2 号修了時に、「移行対象職種・作業」（5・15 頁参照）において、技能実習の公的評価システムである「農業技能実習評価試験（初級、専門級）」（14・22 頁参照）の合格をはじめとする所定の要件を満たし、在留資格変更許可を受けた場合、それぞれ技能実習 2 号・技能実習 3 号へ移行することができます。

この場合、技能実習生は、各在留資格とも同一の実習実施者や同一の職種・作業で修得・習熟・熟達に努めます。ただし、技能実習 3 号移行の際に、諸条件をクリアできれば、他の実習先（実習実施者）を選択できます。

農業分野における移行対象職種・作業は、耕種農業は「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」、畜産農業は「養鶏」「養豚」「酪農」の 2 職種・6 作業となっています（5・15 頁参照）。

(4) 技能実習期間 ……「最長 5 年間（4・5 年目は優良機関に限定）」

技能実習生の在留期間は、技能実習 1 号が 1 年以内、同 2 号・同 3 号がそれぞれ 2 年以内の、合わせて 5 年以内です。

6 監理団体と実習実施者（受入農業者・農業法人）の役割

(1) 監理団体の役割

団体監理型の技能実習は、「監理団体の責任及び実習監理」の下に行われます。

監理団体は、技能実習計画に基づく実習実施者における、技能実習 1 号・同 2 号・同 3 号の全ての実習期間において、監理団体としての責任及び実習監理が求められます。また「優良な監理団体」（一般監理事業）には、受入期間の延長や人数枠の拡大が認められます（4・8 頁参照）。

監理団体に係る主な許可基準

① 営利を目的としない法人であること。

商工会議所・商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人等

② 監理団体の業務の実施の基準（下記Ⅰ～Ⅳが代表例）に従って事業を適正に行うに足りる能力を有すること。

Ⅰ 実習実施者に対する定期監査（頻度は3カ月に1回以上）

- | | |
|-----------------------|--------------------------------|
| ア 技能実習の実施状況の实地確認 | イ 技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること |
| ウ 在籍技能実習生の4分の1以上との面談 | エ 実習実施者の事業所における設備の確認及び帳簿書類等の閲覧 |
| オ 技能実習生の宿泊施設等の生活環境の確認 | |

Ⅱ 第1号の技能実習生に対する入国後講習の実施（適切な者に対しては委託可能）

Ⅲ 技能実習計画の作成指導

Ⅳ 技能実習生からの相談対応（技能実習生からの相談に適切に応じ、助言・指導その他の必要な措置を実施）

- ③ 監理事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること。
- ④ 個人情報 の適正な管理のため必要な措置を講じていること。
- ⑤ 外部役員又は外部監査の措置を実施していること。
- ⑥ 基準を満たす外国の送出国と、技能実習生の取次ぎに係る契約を締結していること。
- ⑦ 優良要件への適合＜第3号技能実習の実習監理を行う場合＞。
- ⑧ ①～⑦のほか、監理事業を適正に遂行する能力を保持していること。
- ・ 監理費は、適正な種類及び額の監理費をあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収
 - ・ 自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせてはならないこと
 - ・ 適切な監理責任者が事業所ごとに選任されていること

(2) 実習実施者（受入農業者・農業法人）の役割

実習実施者は、技能実習法等においてさまざまな受入基準や要件が定められており、技能実習制度の理念の下に、技能実習生が実効ある技能等を段階的に修得等できるよう取り組まなければなりません。

受入農業者・農業法人は、技能実習責任者の下に、技能実習生に技能等を修得等させる立場にあり、「人づくりという本来の目的」を忘れないで、認定技能実習計画に従って実施しなければなりません。優良な実習実施者には、受入期間の延長や人数枠の拡大が認められます（8・11頁参照）。

実習実施者に係る役割

- ① 事業所ごとに常勤の技能実習責任者を配置して総括管理し、実習開始後は速やかに外国人技能実習機構にその実施を届け出ること。
- ② 常勤の技能実習指導員及び生活指導員を事業所ごとに配置していること。
- ③ 技能実習計画を許可された監理団体の指導により作成し、外国人技能実習機構の認定を受けること。
- ④ 帳簿書類や技能実習日誌を作成して備え付け、技能実習終了後1年以上保存すること。
- ⑤ 技能実習生への賃金が、日本人と同等額以上であること、及び習熟度に応じてアップすること。
- ⑥ 1年ごとに実施状況報告書を外国人技能実習機構に提出すること。
- ※ 他に、技能実習生の宿舍確保、労災保険等の成立措置等。

(3) 優良な実習実施者・監理団体（一般監理事業）の要件

- 実習実施者について、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第9条第10号）
- 監理団体については、技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第25条第1項第7号）

いずれも得点が満点の6割以上であれば、優良な実習実施者・監理団体の基準に適合することとなります。

優良な実習実施者の要件	優良な監理団体の要件
<p>(満点 旧配点：120点、新配点：150点*) ※令和2年11月から令和3年10月までの間は、新旧いずれかの配点を選択すること。</p> <p>① 技能等の修得等に係る実績 (70点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率 *3級、2級程度については、実技試験の合格率 <p>② 技能実習を行わせる体制 (10点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近過去3年以内の技能実習指導員、生活指導員の講習受講歴 <p>③ 技能実習生の待遇 (10点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号実習生の賃金と最低賃金の比較 ・技能実習の各段階の賃金の昇給率 <p>④ 法令違反・問題の発生状況 (5点(違反等あれば大幅減点))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合 ・直近過去3年以内に実習実施者に責めのある失踪の有無 <p>⑤ 相談・支援体制 (旧配点15点、新配点:45点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母国語で相談できる相談員の確保 ・他の機関で実習継続が困難となった技能実習生の受入実績 ・実習先変更支援サイトへの受入れ可能人数の登録等 <p>⑥ 地域社会との共生 (10点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習生に対する日本語学習の支援 ・地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供 	<p>(満点 旧配点：120点、新配点：150点*) ※令和2年11月から令和3年10月までの間は、新旧いずれかの配点を選択すること。</p> <p>① 実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制 (50点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率 ・監理責任者以外の監査に関与する職員の講習受講歴等 <p>② 技能等の修得等に係る実績 (40点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率等 *3級、2級については、実技試験の合格率 <p>③ 法令違反・問題の発生状況 (5点(違反等あれば大幅減点))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合 <p>④ 相談・支援体制 (旧配点15点、新配点:45点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の機関で実習が困難となった技能実習生の受入に協力する旨の登録を行っていること ・他の機関で実習継続が困難となった技能実習生の受入実績等 <p>⑤ 地域社会との共生 (10点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習実施者に対する日本語学習への支援 ・実習実施者が行う地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供への支援

Ⅲ 外国人技能実習生の受入手順

1 技能実習生の受入れに必要な手続の流れ

番号	手続名	窓口	入国前			第1号技能実習						第2号技能実習												第3号技能実習															
			6月前	5月前	4月前	3月前	2月前	1月前	1月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月							
1	技能実習計画認定申請(1号)	A	申請																																				
2	在留資格認定証明書交付申請(1号)	C				申請																																	
3	査証申請	D				申請																																	
4	技能検定等の受検(基礎級)	B																																					
5	技能実習計画認定申請(2号)	A																																					
6	在留資格変更許可申請(2号)	C																																					
7	技能検定等の受検(3級・実技)	B																																					
8	技能実習計画認定申請(3号)	A																																					
9	在留資格変更許可申請(3号)	C																																					
10	一時帰国	-																																					
11	技能検定等の受検(2級・実技)	B																																					

- (注1) 窓口 A 機構地方事務所 / B 機構本部 / C 地方出入国在留管理局 / D 在外日本人公館
- (注2) 審査期間は、問題がない案件(提出書類の不備や申請内容の確認を要しないもの)についての標準的な期間を示したものであり、期間が前後することもある。
- (注3) 上記の流れは、1号から3号まで在留を継続したまま技能実習を行わせる一般的な場合のものであり、新規入国が伴う場合には1号の場合と同様に2及び3号の手続が必要となる。

2 技能実習生の募集・選抜・雇用契約締結等

監理団体が、技能実習生と実習実施者(受入農業者、農業法人)とのあっせんをする場合、職業紹介事業の許可、届出が必要ですが、技能実習法第27条により、監理団体が許可を受けた場合、届出をしなくても紹介機関として実施可能となっています。また、実習実施者は入国前に、技能実習生と雇用契約を締結する必要があります。

さらに、技能実習生の募集・選抜にあたっては、母国語の文書によって、技能実習期間中の労働条件などを技能実習生に説明することが必要で、監理団体はそれらを具体的に確認しておく義務があります。



3 技能実習生の要件・在留手続

(1) 技能実習生の要件（責務と基準）

（責務）技能実習に専念し、技能等の移転に努めなければならない。

- ① 18歳以上であること。
- ② 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者であること。
- ③ 修得した技能等を帰国後活用し、本国で農業に従事する予定があること。
- ④ 本国において農業に従事した経験を有すること、又は日本で実習する特別な事情があること。
- ⑤ 本国の国・地方公共団体等からの推薦を受けていること。
- ⑥ 第3号移行には、第2号修了後又は第3号開始後1年以内に1カ月以上の一時帰国をしていること。
- ⑦ 同じ段階の技能実習を過去に行っていないこと。



(2) 技能実習生の在留手続

① 査証（ビザ）の取得と上陸許可

技能実習生として日本に上陸しようとする外国人は、有効な旅券と査証を所持しなければなりません。査証は、在留資格認定証明書等を提示して日本の在外公館に申請します。そして、日本の空港・海港で、旅券、査証等を入国審査官に提示し、在留資格「技能実習1号」（在留期間は1年以内）とする上陸許可を受けて、初めて技能実習生としての活動ができます。

② 在留資格変更許可

技能実習1号から技能実習2号又は技能実習2号から技能実習3号へ移行しようとする技能実習生は、移行対象職種・作業に係る農業技能実習評価試験（初級、専門級）に合格し、外国人技能実習機構において技能実習計画の認定を受けた上で、地方入管局に在留資格変更許可申請を行うことになります。この申請は、移行する技能実習計画の認定後、速やかに行わなければなりません。

③ 在留期間更新許可

技能実習1号（在留期間が1年未満の場合）や同2号及び同3号について、技能実習生は同資格の在留期限の範囲内で、在留期間の更新申請を地方入管局に行うことができます。この申請は、在留期限が満了する概ね1カ月前までに行わなければなりません。

④ 在留カード

2012年（平成24年）7月「新たな在留管理制度」が施行され、地方入管局で技能実習生に在留カードが交付され、在留カードをもらった外国人は、14日以内に自分が住んでいる市町村窓口に出向き、在留カードに「住居地」を記載してもらわなければなりません。又、資格変更等の許可に際して新規交付されます。

在留カードは常時携帯義務があり、出国・再入国については、「みなし再入国制度」が適用され、手続きも簡素化されました。

⑤ 途中帰国報告

技能実習生が、技能実習計画に記載された技能実習を満了した上で帰国する場合には、特段の報告は必要ありませんが、技能実習生が技能実習計画の満了前に帰国する場合、監理団体は技能実習生に対し、意に反して技能実習を中止して帰国する必要があることの説明や帰国の意思確認を書面により十分に行った上、外国人技能実習機構に対し技能実習実施困難時届出書を提出する義務があります。

4

技能実習計画の作成と認定及び履行・確認

技能実習を行わせようとする場合、技能実習生ごとに、第1号、第2号、第3号のそれぞれの区分に応じた技能実習計画を作成し、その技能実習計画が適当である旨の認定を受けることが必要です。認定は、外国人技能実習機構が行います。

(1) 技能実習計画の作成

- ① 技能実習計画は監理団体の指導の下に実習実施者が作成します。
- ② 人材育成の観点を踏まえることが重要であり、技能実習生が効果的・効率的に技能等を修得等できるかは、技能実習計画次第であるといえます。
- ③ 技能実習生がステップごとに技能等の修得・習熟・熟達が図れるように、具体的なスケジュール、カリキュラム、指導体制等を記載します。また実習実施予定表が、技能実習計画に必要です。
- ④ 技能実習計画には、技能実習のステップごとに修得状況等を確認するための、技能実習評価試験合格などの目標を記載する必要があります。



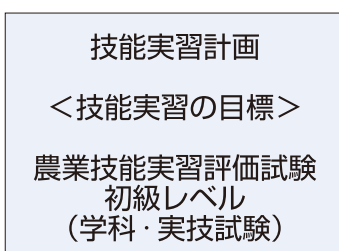
(2) 技能実習計画の認定

- ① 実習実施者（受入農業者等）は許可を受けた監理団体の指導の下に「技能実習計画」を作成して、外国人技能実習機構からその計画が適当であることの認定を受けなければなりません。
- ② また技能実習計画は技能実習生ごとに、第1号、第2号、第3号のそれぞれの区分に応じて作成する必要があります。
- ③ 軽微な変更を除き、技能実習計画を変更した場合も、変更の認定を受けなければなりません。
- ④ 認定計画に従って技能実習を実施していないなどの場合は、認定の取消の対象となります。認定が取り消されると、技能実習を行わせることができなくなるほか、取消の日から5年間は技能実習計画の認定が受けられなくなります。

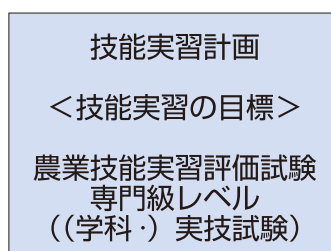
(3) 技能実習計画の履行と確認

- ① 技能実習は技能実習計画に基づいて確実に終期まで実施されなければなりません。実習実施者はこの技能実習計画に則って、技能実習生が着実に技能等の修得等ができるよう実行します。
- ② ステップごとの効果的な技能実習やその評価方法により、技能実習生が段階的に技能等の修得、習熟、熟達が図れるように、技能実習計画を履行することが重要です。
- ③ 技能実習生が技能実習計画に記載された目標を達成したことを評価するため、ステップごとに技能実習評価試験の受験が義務付けられています。

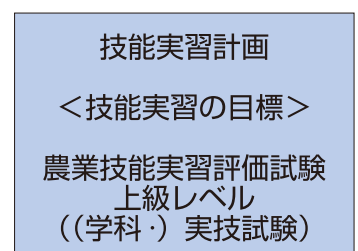
1年目



3年目



5年目



5 「技能実習計画」の作成にあたって

移行対象職種・作業については、次に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ条件に適合することが必要です。

- (1) **【必須業務】** 技能実習生が修得等をしようとする技能等に係る技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験の試験範囲に基づき、技能等を修得等するために必ず行わなければならない業務。
- (2) **【関連業務】** 必須業務に従事する者により当該必須業務に関連して行われることのある業務であって、修得等をさせようとする技能等の向上に直接又は間接に寄与する業務をいう。
- (3) **【周辺業務】** 必須業務に従事する者が当該必須業務に関連して通常携わる業務（(2)に掲げるものを除く。）をいう。

※それぞれ、従事させる時間のうちそれぞれ、業務の10分の1以上を安全衛生に係る業務に充てる。

【各作業時間の全実習時間に対する割合】

	全体計画に含まれる割合
必須業務	実習時間全体の2分の1以上
関連業務	// 2分の1以下
周辺業務	// 3分の1以下

【農業分野における業務の範囲の一覧】

職種名	作業名	作業の範囲
耕種農業	「施設園芸」	【必須業務】 施設園芸作業、安全衛生作業 【関連業務】 畑作・野菜作業、果樹作業、稲作作業、採種用作物栽培作業、農産物を原材料として使用する製造・加工・販売の作業等 【周辺業務】 作物の構内運搬作業、梱包・出荷作業等
	「畑作・野菜」	【必須業務】 畑作・野菜作業、安全衛生作業 【関連業務】 施設園芸作業、果樹作業、稲作作業、採種用作物栽培作業、農産物を原材料として使用する製造・加工・販売の作業等 【周辺業務】 作物の構内運搬作業、梱包・出荷作業等
	「果樹」	【必須業務】 果樹作業、安全衛生作業 【関連業務】 施設園芸作業、畑作・野菜作業、稲作作業、果樹作業の関連作業、農産物を原材料として使用する製造・加工・販売の作業等 【周辺業務】 作物の構内運搬作業、梱包・出荷作業等
畜産農業	「養豚」	【必須業務】 養豚作業、安全衛生作業 【関連業務】 飼料給与作業、堆肥生産作業、飼料生産作業、畜舎清掃作業、畜産物を原材料として使用する製造・加工・販売の作業等 【周辺業務】 生産物の構内運搬作業、梱包・出荷作業等
	「養鶏」	【必須業務】 養鶏作業、安全衛生作業 【関連業務】 肉用鶏生産作業、飼料給与作業、堆肥生産作業、飼料生産作業、畜産物を原材料として使用する製造・加工・販売の作業等 【周辺業務】 生産物の構内運搬作業、梱包・出荷作業等
	「酪農」	【必須業務】 酪農作業、安全衛生作業 【関連業務】 肉用牛生産作業、飼料給与作業、堆肥生産作業、飼料生産作業、畜産物を原材料として使用する製造・加工・販売の作業等 【周辺業務】 生産物の構内運搬作業、梱包・出荷作業等

6

技能実習制度でできるようになったこと（2017年9月～）

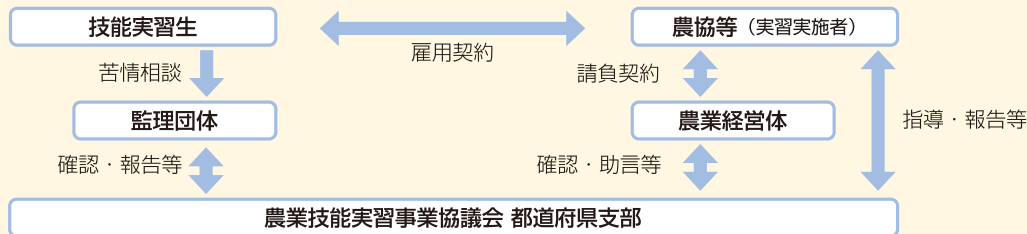
- (1) 技能実習生は農作業以外に農畜産物を使用した加工の作業の実習を行うことができるようになりました。

例えば…

- ・果物を材料としたジュース、ジャム等の製造
- ・牛乳を原料としたチーズ等の製造

※加工作業への従事は実習時間全体の2分の1以下に限られます。

- (2) 農協等が実習実施者となって、通年で技能実習生を受け入れることができるようになりました。
(農作業請負方式技能実習)



※請負契約において、農業者（依頼者）の方が実習生に指示を行うことはできません。

※都道府県等の関与による一定の管理体制が必要です。

7

労働関係法令等の遵守

技能実習生には、日本人の労働者と同様に、わが国の労働関係法令等が適用され保護されます。また2017年(平成29年)11月から技能実習法が施行され、より一層の技能実習生保護が図られることになりました。

実習実施者は、労働関係法令の遵守をはじめとして、雇用関係に基づく適正な賃金の支払いや社会保険等への加入の必要があります。

農業に関しては、労働基準法の労働時間、休憩、休日等に関する規定など、一部項目の適用除外がありますが、他産業並みの労働環境を確保するために、外国人技能実習制度では基本的に労働関係法令等の規定を遵守・準拠します（平成12年3月農林水産省通知「農業分野における技能実習移行に伴う留意事項について」、平成25年3月農林水産省通知「農業分野における技能実習生の労働条件の確保について」）。

※は、2019年4月から施行されている、働き方改革関連法による見直し。(⑧について、農業は2020年4月から適用)

① 雇用契約の締結（雇用条件書の交付）

技能実習生との間で、雇用契約を締結し、実習内容、労働時間、休憩時間、休日、賃金等については母国語を併記した書面の交付により明示する。

② 就業規則の作成

1事業所で常時10人以上の労働者を使用する農家等は、就業規則を作成し、労働基準監督署へ届出する。10人未満の農家等でも就業規則を作成するよう努める。

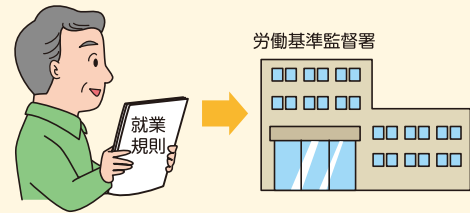
③ 強制貯金の禁止

労働契約に付随して貯蓄の契約、又は貯蓄金を管理する契約をしてはならない。

④ 賃金の適正な支払い

本人に直接、通貨で全額、毎月一定日に支払う。口座払いは書面による本人の同意が必要。通帳・印鑑・キャッシュカードは本人保管のこと。

宿泊費・光熱費等の控除額は、実費を超えてはならない。



⑤ 労働時間について

原則1日8時間、週40時間まで。変形労働時間制を採用する場合は、労使協定又は就業規則その他これに準ずるものによる定めをする。

※健康管理の観点から、すべての人の労働時間の状況を客観的に把握しなければならない。

⑥ 休憩について

労働時間が6時間を超える場合は、少なくとも45分。

労働時間が8時間を超える場合は、少なくとも1時間。



⑦ 休日について

原則、毎週少なくとも1日。

年次有給休暇は、採用後6カ月以上、出勤8割以上で10日を付与。その後、1年経過毎に休日が増える。
※年5日の年次有給休暇の取得を、雇用者側に義務づけられた。

⑧ 時間外、休日、深夜の割増賃金

所定の手続きにより、法定労働時間の原則を超えて労働させることができるが、割増賃金を支払うことが必要（なお、農業の場合であっても深夜労働に関する割増賃金の規定は適用除外とならない）。

時間外労働：通常の労働時間の賃金の計算額の2割5分以上

休日労働：通常労働日の賃金の計算額の3割5分以上

深夜労働（午後10時～午前5時）：通常の労働時間の賃金の計算額の2割5分以上

※残業時間の上限は、原則として月45時間、年360時間とし、臨時の特別な事情がなければこれを超えることはできない。

⑨ 適正な宿舍の確保

技能実習制度運用要領の基準を満たすこと。

⑩ 社会保険（医療保険、年金保険）

法人経営の場合は健康保険・厚生年金が強制適用。個人経営の場合、健康保険・厚生年金保険、国民健康保険・国民年金のいずれかに加入すること。

脱退一時金の支給額計算に用いる支給上限月数の見直しが行われ、2021年4月から（同4月以降に年金の加入期間がある場合）、支給上限月数は現行の36カ月（3年）から60カ月（5年）に引き上げられます。

⑪ 労働保険（労災保険、雇用保険）

法人経営の場合は強制適用。常時5人未満の従業員を使用する個人経営は任意加入であるが、労災保険、雇用保険への加入が必要。

8

技能実習生の保護と罰則規定

(1) 技能実習生の保護

技能実習法では、技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する罰則規定が定められています。また、技能実習生に対する母国語による相談や情報提供等、転籍の連絡調整を行うこととされています。

(2) 罰則規定等

罰 則	監 理 団 体	実習実施者
1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金	①暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体 の自由を不当に拘束する手段によって 技能実習を強制する行為（46条）	労働基準法に同様の規定あり （5条）
6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金	②違約金等を定める行為（47条1項） ③貯蓄金を管理する契約を締結する行為 （47条2項）	労働基準法に同様の規定あり （16条・18条1項）
	④旅券等を保管する行為（48条1項） ⑤私生活の自由を不当に制限する行為（48条2項） ⑥法違反事実を主務大臣に申告したことを理由とする技能実習生に対する不利益取扱い（49条2項）	

※ ④については、実習生の意思に反して行った場合を処罰。

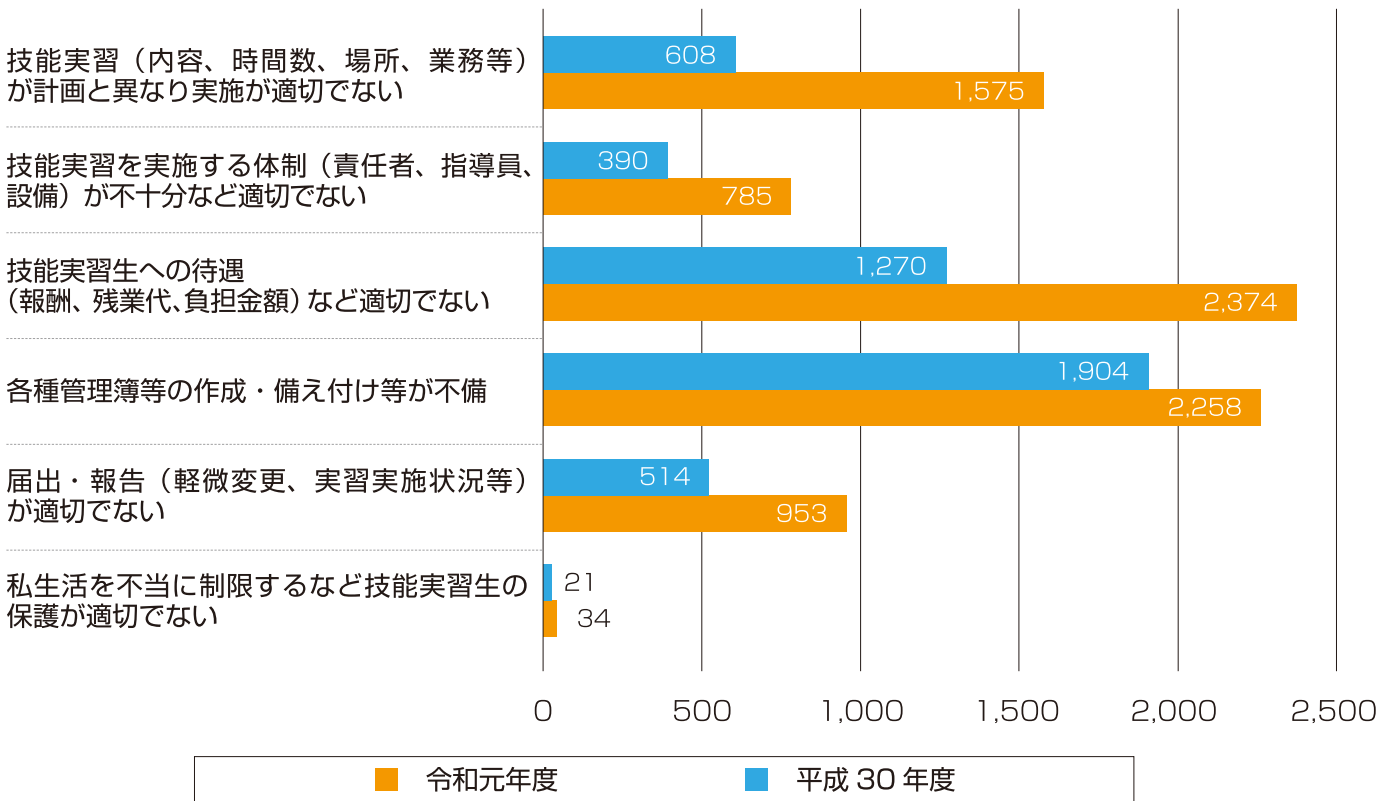
※ ⑤については、解雇その他の労働関係上の不利益等を示して技能実習時間外の外出制限等を告知した場合を処罰。

(3) 旧制度の不正行為等の新制度での取扱い

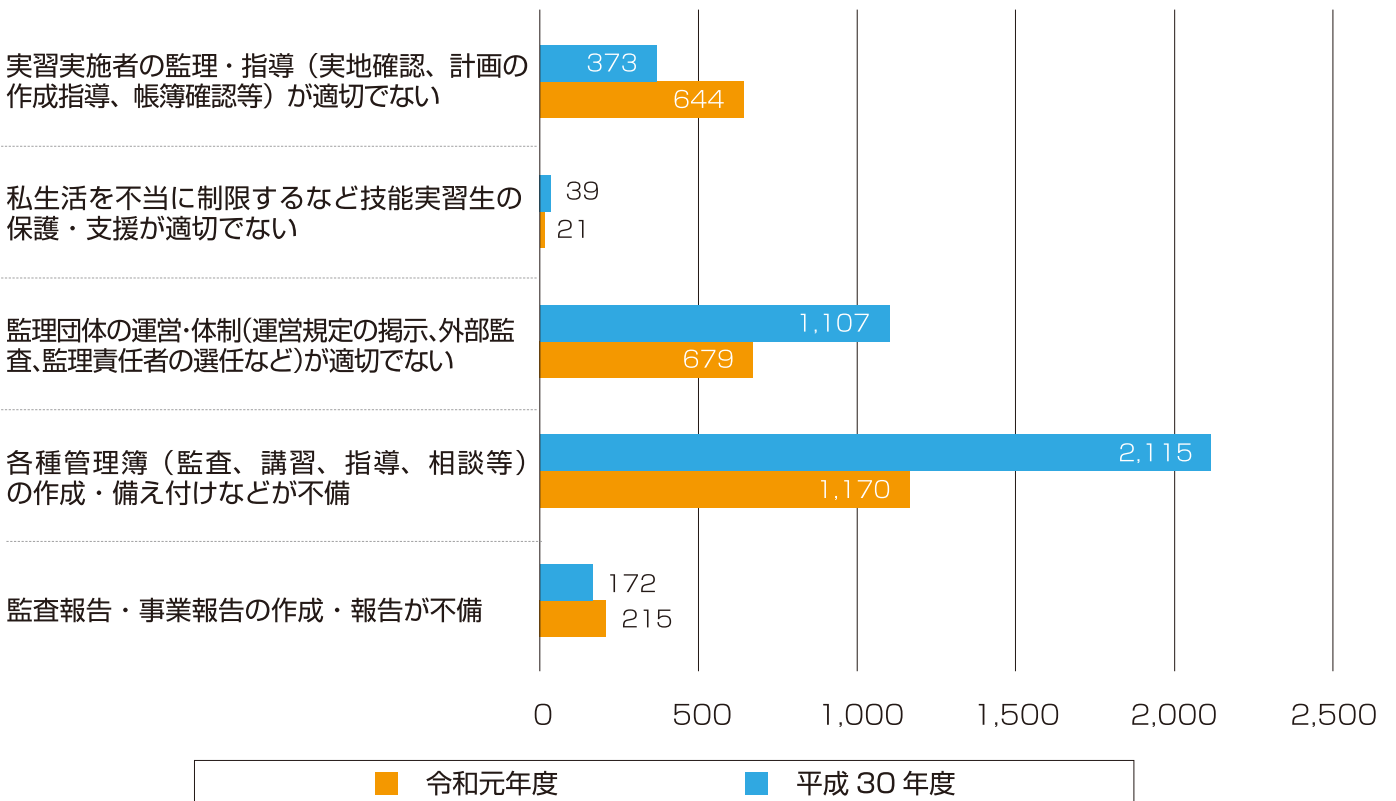
施行日前後にかかわらず、**旧制度の不正行為（※）は、技能実習法上の欠格事由に該当**し、新制度においても技能実習生の受入れは認められない。

- ① 不正行為（技能実習の適正な実施を妨げるものとして受入れ停止を通知されたものに限る）を行った場合、**受入れ停止期間を経過していないもの**が対象
- ② 施行日以後に旧制度の適用を受ける技能実習生の受入れにおける不正行為については、地方入国管理局が引き続き調査を行う。

実習実施者における主な違反指摘内容別件数



監理団体における主な違反指摘内容別件数



IV

外国人技能実習生受入れ実態調査における優良事例等

全国農業会議所では、平成27年度から3年間「外国人技能実習生受入れ機関適正化支援事業」（農林水産省補助事業）を実施しました。

同事業で収集した、現地調査における優良な事例を紹介します。

今後は、「農業技能実習事業協議会」等で優良事例を収集して共有し、国内外へ公表していきます。

1 現地調査による優良事例（抜粋）

現地調査対象の実習実施者は、技能実習生の受入れにやりがいを感じ、いずれも技能実習生には日本人と同様に接し、外国人であることに配慮して寛容に接することが、共通した考え方であった。現地調査項目別の優良な取組は以下のとおり。

(1) 技能移転の取り組み

技能実習生の母国の農業は、農産物の生育・収穫に対して細やかな神経を配っていないことに気づき、パッションフルーツはつたの扱い方一つで果実が傷つくことから、「農産物は商品」との意識で丁寧に指導した。技能実習生は農産物の商品価値や農作業の繊細さを理解した。（沖縄）

(2) 法令遵守の取り組み

実習実施者が、技能実習生への周知が必要な技能実習計画・労務管理の資料等を、技能実習生ごとに日本語と母国語のベトナム語に翻訳し、ファイルに整理し同機関に備え付け、技能実習生に周知していた。（九州）

(3) 労働時間の相互管理

実習実施者が、出勤簿を食堂付近に設置し、技能実習生が忘れずにサインできるよう配慮している。1日の終業時には、出勤簿を使用者と技能実習生の双方で確認していた。（北陸）

(4) モチベーションの向上

実習実施者が、実習現場において日本人と同等に接し、良い点は褒めることや、日本語能力向上に伴う資格取得や仕事への活用など、技能実習生のモチベーション向上に努めていた。（関東）

(5) 実習、生活両面についての技能実習生と実習実施者との相互確認

監理団体がチェックシートにより、巡回時等に実習実施者・技能実習生の双方が、実習・生活両面の注意事項について確認を行い、法令遵守等について自覚を促している。（九州）

(6) コミュニケーションの向上

実習実施者が、私生活面で実習後に技能実習生の相談に応じたり、技能実習生が子息の結婚式へ参加するなど、技能実習生の人権に配慮して、技能実習生のモチベーション向上に努めている。（北海道）

(7) 認識の共有と実習環境の改善

技能実習制度の趣旨を理解し、適切な運用を図るため、監理団体・実習実施者それぞれにおいて認識を共有し、制度の適正運用や実習環境等の工夫・改善に努めている。（共通）



新たな外国人材受入れ制度（特定技能）

2019年4月1日から施行されている、新たな受入れ制度「特定技能」について、以下の通り解説します。農業分野では、特定技能1号のみが施行されますが、多くの技能実習修了者からの移行が見込まれています。

■ 農業分野の外国人材の在留資格制度の比較

	技能実習制度	特定技能制度 (改正出入国管理法)
在留資格	「技能実習」→ 実習目的	「特定技能1号」→ 就労目的
在留期間	最長5年 ※4年目の実習（第3号技能実習）を開始する前又は開始後1年以内に、1ヶ月以上帰国させる必要	通算で5年 (在留期間中の一時帰国可)
従事可能な業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 耕種農業のうち「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」 畜産農業のうち「養豚」「養鶏」「酪農」 ※農作業以外に、農畜産物を使用した製造・加工・販売の作業の実習も可能	<ul style="list-style-type: none"> 耕種農業全般 畜産農業全般 ※日本人が通常従事している関連業務（農畜産物の製造・加工、運搬・陳列・販売の作業、冬場の除雪作業等）に付随的に従事することも可能
技能水準	—	「受入れ分野で相当程度の知識又は経験を必要とする技能」（一定の専門性・技能が必要） ※業所管省庁が定める試験等により確認。 ただし、技能実習（3年）を良好に修了した者は試験を免除。
日本語能力の水準	—	「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することが基本」 ※試験等により確認。ただし、技能実習（3年）を良好に修了した者は試験を免除。
外国人材の受入れ主体	実習実施者（農業者等） ※農協が受入れ主体となり、組合員から農作業を請け負って実習を実施することも可能	<ul style="list-style-type: none"> 農業者等 派遣事業者（農協、農協出資法人、特区事業を実施している事業者等を想定）

※農林水産省資料より抜粋

IV

農業技能実習評価試験（初級、専門級、上級）の概要

■ 「技能実習1号（1年目）」から「技能実習2号（2・3年目）」及び「技能実習3号（4・5年目）」へ移行するためには、（一社）全国農業会議所が実施する「農業技能実習評価試験」の「初級」及び「専門級」を受験し、合格しなければなりません。また、技能実習2号や同3号の修了時にも、「専門級」や「上級」の受験が義務化されました。

試験実施機関	（一社）全国農業会議所						
対象職種・作業 （2職種6作業）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耕種農業……「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」 ・ 畜産農業……「養豚」「養鶏」「酪農」 						
試験の方法と基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験科目……学科試験及び実技試験からなります。 ・ 使用言語……全て日本語で行います。初級、専門級、上級試験は、口語体ひらがな、分かち書き（語と語の間を開けた書き方）で、ヘボン式ローマ字（初級のみ）を併記します。初級のみ試験問題を読み上げます。 ・ 試験場……技能実習生の居住地等を勘案して決定します。 						
受験の申し込み	外国人技能実習機構に「受験申請連絡票」を提出してください。 （様式は外国人技能実習機構のホームページからダウンロードできます）						
受験料 （毎年度当初に決定）	15,400円（学科試験5,100円、実技試験10,300円）。なお、再試験に際しては、受験料以外に試験実施にかかる実費等を徴収することがあります。						
合格者等の決定	受験者に対しては試験結果通知書、合格者に対しては農業技能実習評価試験合格証明書を交付します。不合格者から希望があれば、学科試験、実技試験の再試験を1回に限り行います。						
欠席者の取り扱い	欠席の理由が健康上等、全国農業会議所が認めた場合に限り再試験を行います。						
試験問題 （初級、専門級、上級）の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学科問題……農作業における作物栽培管理、畜産管理、安全衛生等について、初歩的（初級）、基本的（専門級）、一般的（上級）な知識を有しているかを問います。 ・ 実技問題……各種農作業について、安全の確保を図りつつ、一定時間内に正しい手順で確実にできることを求めます。 						
	試験問題	耕種農業			畜産農業		
		施設園芸	畑作・野菜	果樹	養豚	養鶏	酪農
	学科	（耕種・畜産共通）日本農業一般（日本の地理、日本の栽培作物・畜産）					
		耕種農業一般・安全衛生			畜産農業一般・安全衛生		
実技	1. 土壌の観察 2. 肥料の取扱 3. 環境管理 4. 資材・装置の取扱 5. 栽培に関する作業 6. 安全衛生	1. 土壌の観察 2. 肥料の取扱 3. 資材の取扱 4. 栽培に関する作業 5. 安全衛生	1. 土壌の観察 2. 肥料の取扱 3. 種子・苗木の取扱 4. 栽培に関する作業 5. 安全衛生	1. 個体の取扱 2. 個体の観察 3. 飼養管理 4. 安全衛生	1. 個体の取扱 2. 個体の観察 3. 飼養管理 4. 生産物の取扱 5. 安全衛生	1. 器具の取扱 2. 個体の観察 3. 飼養管理 4. 生産物の取扱 5. 安全衛生	

■ 詳しくは、全国農業会議所ホームページを参照ください。

お問い合わせ

「外国人技能実習制度」に関するお問い合わせは

■ 外国人技能実習機構 電話：03-6712-1523（代）

■ 監理団体部（監理団体の許可に関すること） 電話：03-6712-1923

■ 地方事務所・支所（技能実習計画の認定に関すること）

※【 】内は担当区域

● 札幌事務所【北海道】	電話：011-596-6470
● 仙台事務所【青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県】	電話：022-399-6326
● 東京事務所【栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県】	電話：03-6433-9211
● 水戸支所（東京事務所）【茨城県】	電話：029-350-8852
● 長野支所（東京事務所）【新潟県、長野県】	電話：026-217-3556
● 名古屋事務所【岐阜県、静岡県、愛知県、三重県】	電話：052-684-8402
● 富山支所（名古屋事務所）【富山県、石川県、福井県】	電話：076-471-8564
● 大阪事務所【滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県】	電話：06-6210-3351
● 広島事務所【鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県】	電話：082-207-3123
● 高松事務所【徳島県、香川県】	電話：087-802-5850
● 松山支所（高松事務所）【愛媛県、高知県】	電話：089-909-4110
● 福岡事務所【福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県】	電話：092-710-4070
● 熊本支所（福岡事務所）【熊本県、宮崎県、鹿児島県】	電話：096-223-5372

農業分野における「外国人技能実習制度」に関するお問い合わせは

■ 一般社団法人 全国農業会議所 電話：03-6910-1125

その他具体的な内容やご相談等については、下記までお問い合わせください。

● 北海道農政事務所生産経営産業部担い手育成課	電話：011-330-8809
● 東北農政局経営・事業支援部経営支援課	電話：022-221-6217
● 関東農政局経営・事業支援部経営支援課	電話：048-740-0394
● 北陸農政局経営・事業支援部経営支援課	電話：076-232-4238
● 東海農政局経営・事業支援部経営支援課	電話：052-223-4620
● 近畿農政局経営・事業支援部経営支援課	電話：075-414-9055
● 中国四国農政局経営・事業支援部経営支援課	電話：086-224-8842
● 九州農政局経営・事業支援部経営支援課	電話：096-300-6375
● 内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課	電話：098-866-1628
● 農林水産省経営局就農・女性課	電話：03-6744-2162

■「外国人技能実習制度」に関するお問い合わせは

外国人技能実習機構 コールセンター 03-3453-8000、(公財)国際人材協力機構 電話03-4306-1100 (代)

■「農業技能実習評価試験」、農業分野における「外国人技能実習制度」に関するお問い合わせは
一般社団法人 全国農業会議所 電話03-6910-1125 ginoujissyu@nca.or.jp

令和3年6月22日(火)
技能実習法に係る地域協議会

建設分野における外国人材の受入れ

国土交通省 中部地方整備局
建政部 建設産業課

建設分野における外国人材の受入れ状況

- 建設分野で活躍する外国人の数は、2011年から8倍以上に増加（1.3万人→11.1万人）
- 在留資格別では技能実習生が最多(2020年：7.7万人)で、近年増加傾向（ただし、実習制度であり就労制度ではない）
- 2015年から、オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、技能実習修了者を対象とした「外国人建設就労者受入事業」を開始（2022年度をもって終了予定）
- 特定技能外国人については、2019年度に制度が開始、受入れをスタートして以降、人数は着実に増加中

> 建設分野に携わる外国人材

（単位：人）

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020 (注)
全産業	686,246	682,450	717,504	787,627	907,896	1,083,769	1,278,670	1,460,463	1,658,804	1,724,328
建設業	12,830	13,102	15,647	20,560	29,157	41,104	55,168	68,604	93,214	110,898
技能実習生	6,791	7,054	8,577	12,049	18,883	27,541	36,589	45,990	64,924	76,567
外国人建設就労者	—	—	—	—	401	1,480	2,983	4,796	5,327	3,987
特定技能外国人	—	—	—	—	—	—	—	—	267	2,116

出典：外国人建設就労者は国交省調べ、特定技能外国人は入管庁調べ、その他は外国人雇用届出状況（厚生労働省）
 （注）外国人建設就労者・特定技能外国人は、2021年3月末時点、その他は2020年10月末時点

1号特定技能外国人の受入状況（2021年3月末時点）

国籍別の状況

単位：人

国名	ベトナム	中国	フィリピン	インドネシア	タイ	カンボジア	ミャンマー	ネパール	その他	合計
人数	1,616	170	123	75	43	32	32	11	14	2,116

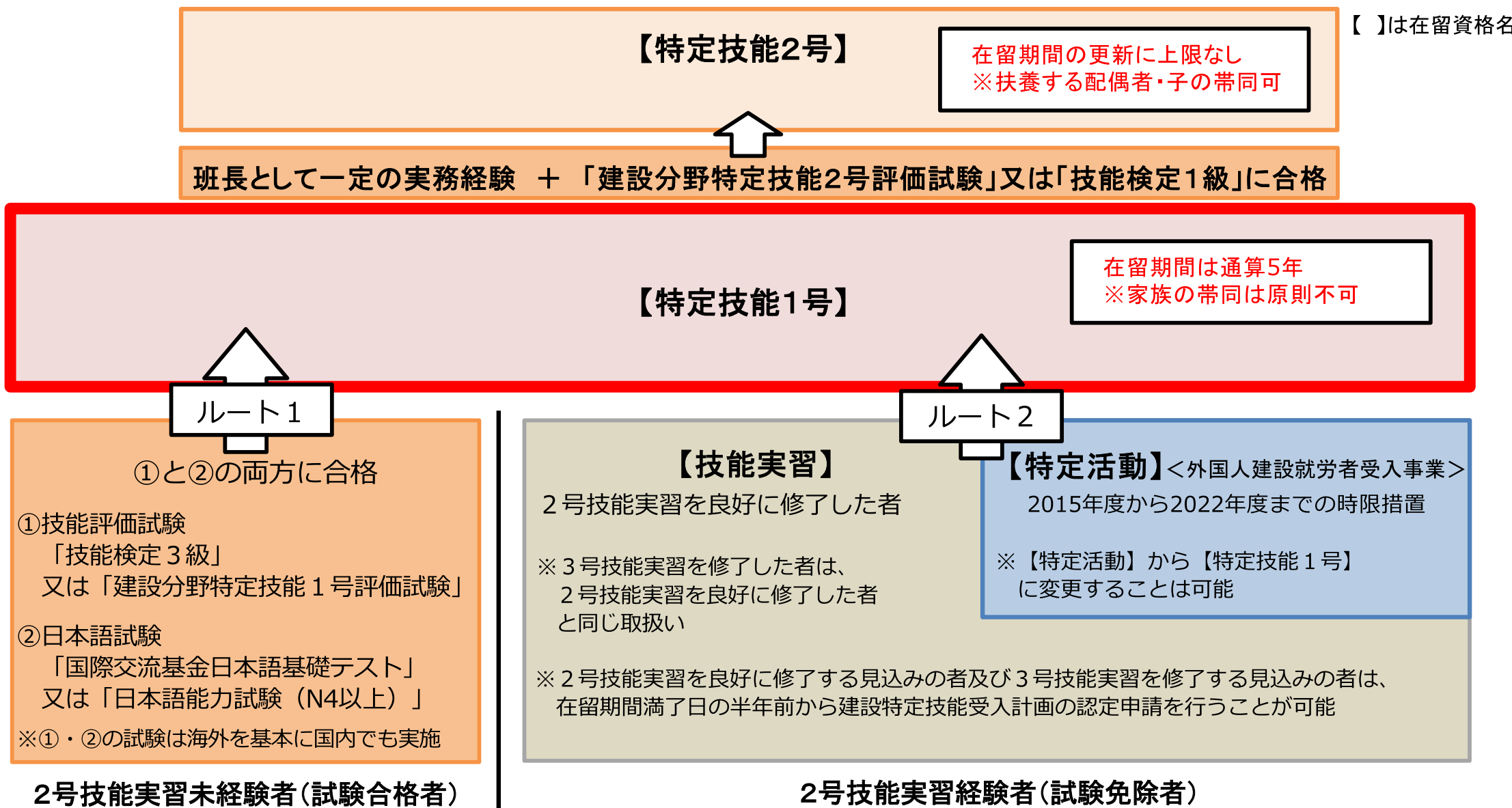
職種別の状況

単位：人

職種	建設機械 施工	鉄筋施工	型枠施工	とび	左官	内装仕 上げ	コンクリート 圧送	配管	建築大工	建築板金	表装	屋根ふき	保温保冷	土工	鉄筋継手	合計
人数	445	363	338	332	174	171	76	71	87	22	17	5	11	3	1	2,116

特定技能制度における外国人材のキャリアパス(イメージ)

- 特定技能1号となるには、試験合格ルートと技能実習等からの切替ルートの2パターン存在。
- 特定技能2号は、在留期間の更新上限がなく、家族帯同も可能な在留資格であり、班長として一定の実務経験等が必要。



令和3年6月22日
愛知県労働局産業人材育成課

愛知県における外国人技能実習生の現状について

1 愛知県内の外国人技能実習生（各年10月末現在）

44,268人（全国1位）

（単位：人）

年	2015	2016	2017	2018	2019	2020
全国	168,296	211,108	257,788	308,489	383,978	402,356
愛知県	19,242	23,539	28,335	33,310	43,210	44,268

※厚生労働省職業安定局「『外国人雇用状況』の届出状況

2 技能検定基礎級及び随時3級・2級の受検状況

（2021年3月末日現在）

年度		2015	2016	2017	2018	2019	2020
基礎級	受検者	5,809人	6,735人	7,371人	8,642人	11,644人	9,325人
	合格者	5,506人	6,371人	6,910人	8,047人	10,879人	8,691人
	合格率	94.8%	94.6%	93.7%	93.1%	93.4%	93.2%
随時3級	受検者	3人	48人	1,360人	4,547人	5,954人	8,039人
	合格者	3人	36人	703人	1,543人	1,762人	2,134人
	実技合格者	3人	46人	1,245人	4,045人	5,244人	7,273人
	合格率	100.0%	75.0%	51.7%	33.9%	29.5%	26.5%
随時2級	受検者	—	—	—	—	88人	1,068人
	合格者	—	—	—	—	2人	14人
	実技合格者	—	—	—	—	50人	563人
	合格率	—	—	—	—	2.2%	1.3%
計	受検者	5,812人	6,784人	8,731人	13,189人	17,686人	18,432人
	合格者	5,509人	6,407人	7,613人	9,590人	12,643人	10,839人
	合格率	94.8%	94.4%	87.2%	72.7%	71.5%	58.8%

※合格者数は、実技試験と学科試験の両方に合格した者（実技又は学科免除を含む）

※実技合格者には、実技試験免除者を含む

【参考】（ ）内は全国順位

（単位：人）

	全国	愛知県	東京都	大阪府
外国人人数 ^{※1}	2,885,904	276,282 (2位)	568,665 (1位)	253,303 (3位)
外国人労働者数 ^{※2}	1,724,328	175,114 (2位)	496,954 (1位)	117,596 (3位)
外国人技能実習生 ^{※2}	402,356	44,268 (1位)	22,897 (3位)	23,034 (2位)

※1 総務省「在留外国人統計」2020年6月末現在

※2 厚生労働省職業安定局「『外国人雇用状況』の届出状況」2020年10月末現在